
千葉県 外国人活躍・多文化共生推進プラン

～国籍及び文化的背景などの様々な違いにかかわらず、
誰もがその人らしく活躍している社会の実現～



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

令和6年12月

千葉県 **CHIBA**

— 目 次 —

| | |
|----------------------------|----|
| 第1 はじめに | 1 |
| 1 プラン策定の趣旨 | 1 |
| 2 プランの策定方法 | 2 |
| 3 プランの期間 | 2 |
| 4 プランの位置付け | 2 |
| 第2 プラン策定の背景 | 3 |
| 1 本県の現状 | 3 |
| 2 近年の主な社会経済情勢の変化等 | 17 |
| 第3 プラン策定の基本的な考え方 | 20 |
| 1 これまでの取組等を踏まえた課題 | 20 |
| 2 県政を進める上での重要な視点 | 21 |
| 3 基本目標・施策目標 | 22 |
| 第4 施策の体系・展開 | 23 |
| 【施策目標Ⅰ】 | 25 |
| 1 働き手としての活躍 | 25 |
| 2 地域の担い手としての活躍 | 32 |
| 【施策目標Ⅱ】 | 39 |
| 1 コミュニケーション支援 | 39 |
| 2 子どもの教育環境の整備 | 48 |
| 3 防災・防犯・交通安全対策の推進 | 52 |
| 4 住宅・医療・保健・福祉の充実 | 57 |
| 【施策目標Ⅲ】 | 62 |
| 第5 進行管理 | 65 |
| 第6 資料編 | 68 |
| 1 外国人活躍に関する企業等向けアンケート調査 結果 | 68 |
| 2 プラン策定の経緯 | 77 |
| 3 千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会委員名簿 | 77 |
| 4 外国人活躍・多文化共生施策体系一覧表 | 78 |
| 5 多言語対応の相談窓口・情報提供サイト等の一覧 | 80 |

第1 はじめに

1 プラン策定の趣旨

千葉県は、首都圏に位置しながら美しい海岸線や豊かな自然があり、魅力的な観光地や多様な文化を有しているほか、美味しい農林水産物に恵まれ、日本の空の玄関口である成田空港を擁するなど、様々な宝にあふれています。

今後、成田空港における滑走路新設などが予定されており、人・モノの流れがさらに大きくなることで、県内の活力をより一層向上させる好機を迎えています。

他方、少子高齢化の進展に伴い、千葉県の人口は令和2(2020)年をピークに減少に転じ、今後更なる減少が予測されます。その中であって、県内に在留する外国人は、特定技能をはじめとした就労目的での在留資格者が増加傾向にあり、令和5(2023)年末時点で 20 万人を超えています。今後も、育成就労制度の創設などにより、就労目的での外国人の増加が見込まれます。

このように経済・社会のグローバル化が進む中、言語・文化・習慣等の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に生きていく「多文化共生」社会づくりの必要性が高まっています。これまで、県では、県政運営の基本となる千葉県総合計画において「多文化共生社会づくりと国際交流の推進」を施策として位置づけるとともに「千葉県多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生の推進に取り組んできました。

今後は、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」(以下「多様性尊重条例」という。)の制定を踏まえ、多様性の尊重は、社会における様々な立場の方が抱える生きづらさを解消するとともに、様々な視点を取り入れることにより創造性が向上し、千葉県に活力をもたらすという理念を、県政を進める上での重要な視点とし、さらに取組を進めていく必要があります。

そこで、多様性尊重条例が目指す社会の一つとして掲げる「国籍及び文化的背景などの様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会」の実現に向け、成田空港を擁する世界に最も近い県として、県民、市町村、市町村国際交流協会、大学、日本語教育機関、ボランティア団体・NPO 等全ての関係主体とともに取組を進めるため、「千葉県多文化共生推進プラン」を改訂し、「千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン」を策定することとしました。

2 プランの策定方法

本プランは、県内学識経験者や各分野の専門家、関係団体からなる「千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会」における議論のほか、企業等向けのアンケート、市町村からの意見収集やパブリックコメントの実施等により、幅広い方々の意見を反映して策定しました。

3 プランの期間

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間とします。

4 プランの位置付け

本プランは、千葉県総合計画などの県の計画や多文化共生の推進に関連する国の施策などとも整合を図りながら、外国人活躍・多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方を示し、施策を効率的・効果的に実施するために必要な事項について定めるものです。

「外国人」と「外国人県民」

出入国管理及び難民認定法の第2条第1号では「外国人」とは、「日本の国籍を有しない者」と定義されています。

しかし、日本の国籍を取得している方でも、外国にルーツを持ち、本県で生活する上で、様々な困難を抱えている方も存在しています。

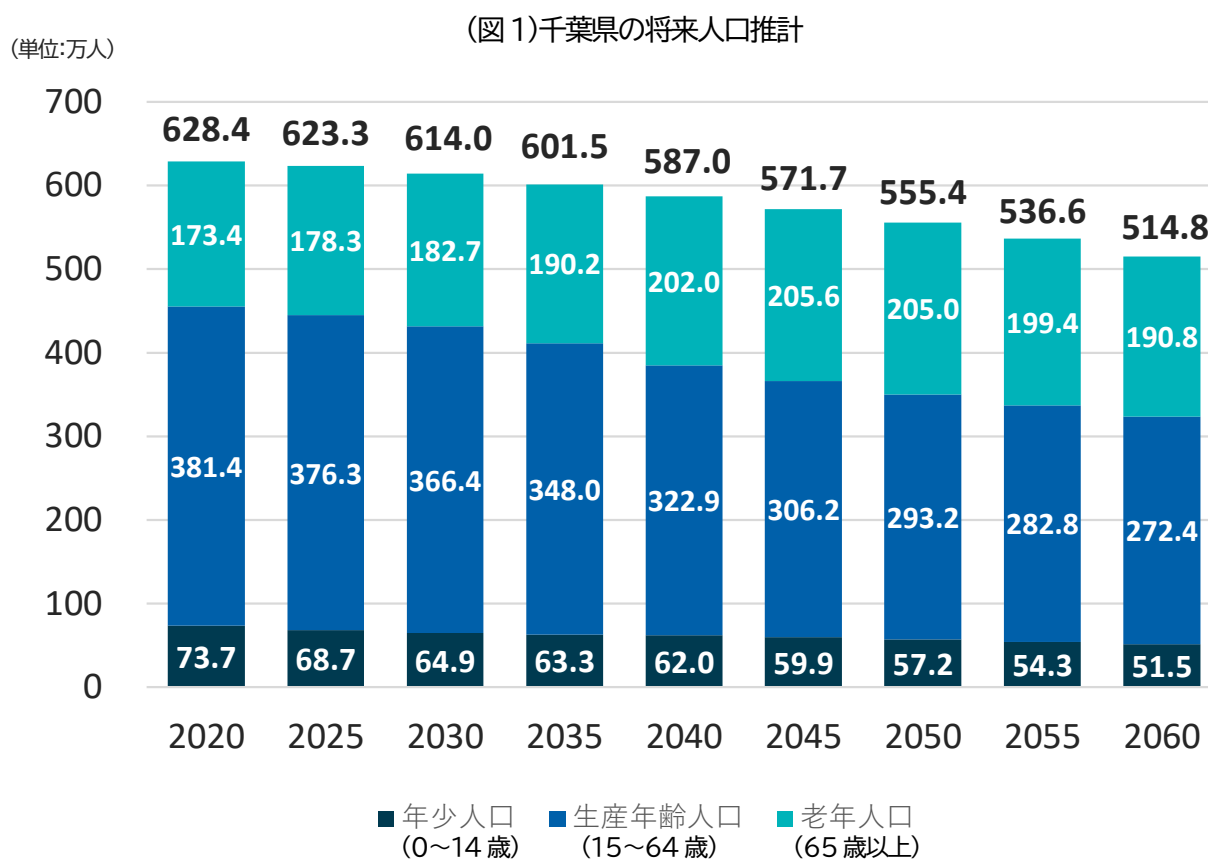
そこで、本プランにおいては、「国や地域にかかわらず、日本以外の多様な言語や文化的背景などを有する方」を「外国人」とし、そのうち県内にお住まいの方を「外国人県民」としています。

第2 プラン策定の背景

1 本県の現状

(1)本県の将来人口推計

令和3(2021)年度に県が行った将来人口推計(5年ごとの推計)では、令和2(2020)年の628万4千人であった本県の人口は、年々減少していき、令和42(2060)年には514万8千人まで減少することが予想されています。



資料:「千葉県総合計画」から作成

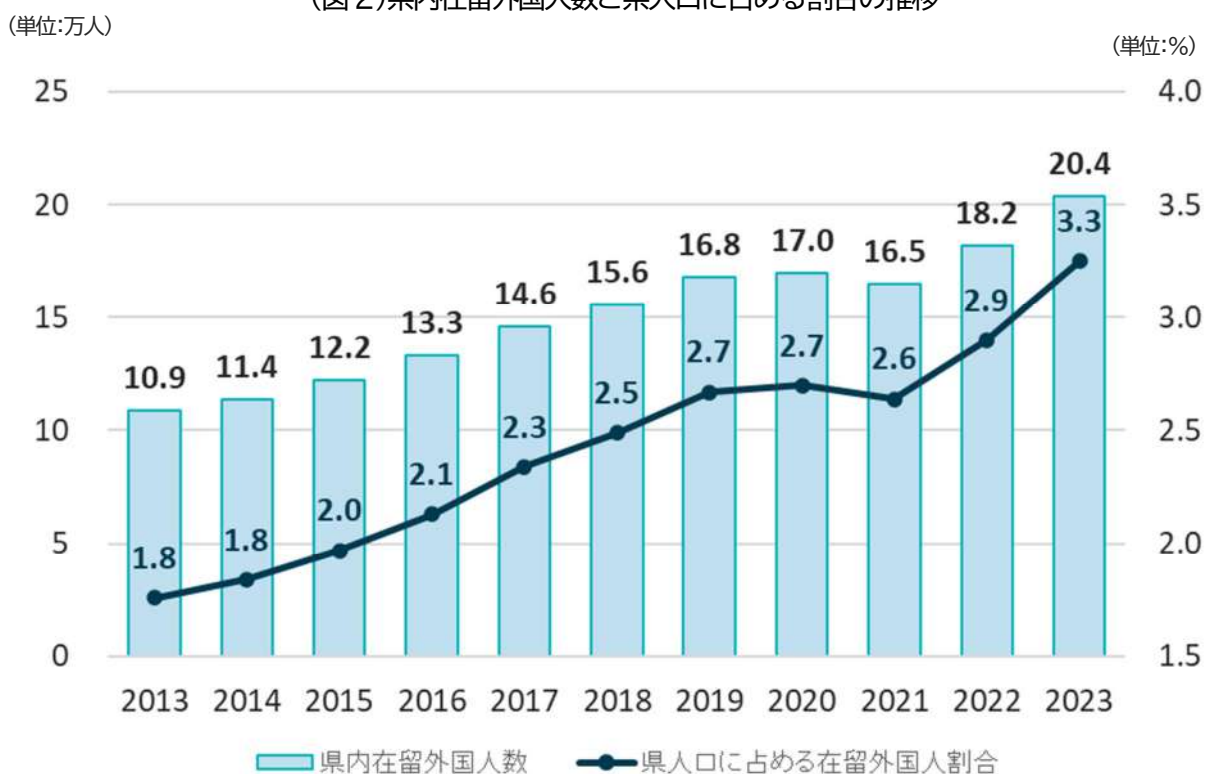
(2)本県の外国人の現状

ア 在留外国人数の推移

令和5(2023)年12月現在、県内在留外国人数は204,091人と、過去最高を更新し、平成25(2013)年からの10年間で、1.9倍に増加しています。都道府県別外国人数では全国で第6位となっています。

平成25(2013)年からの10年間で県人口に占める在留外国人の割合は1.8%から3.3%に増加しています。また、生産年齢人口に占める在留外国人の割合は、2.4%から4.5%に増加しています。

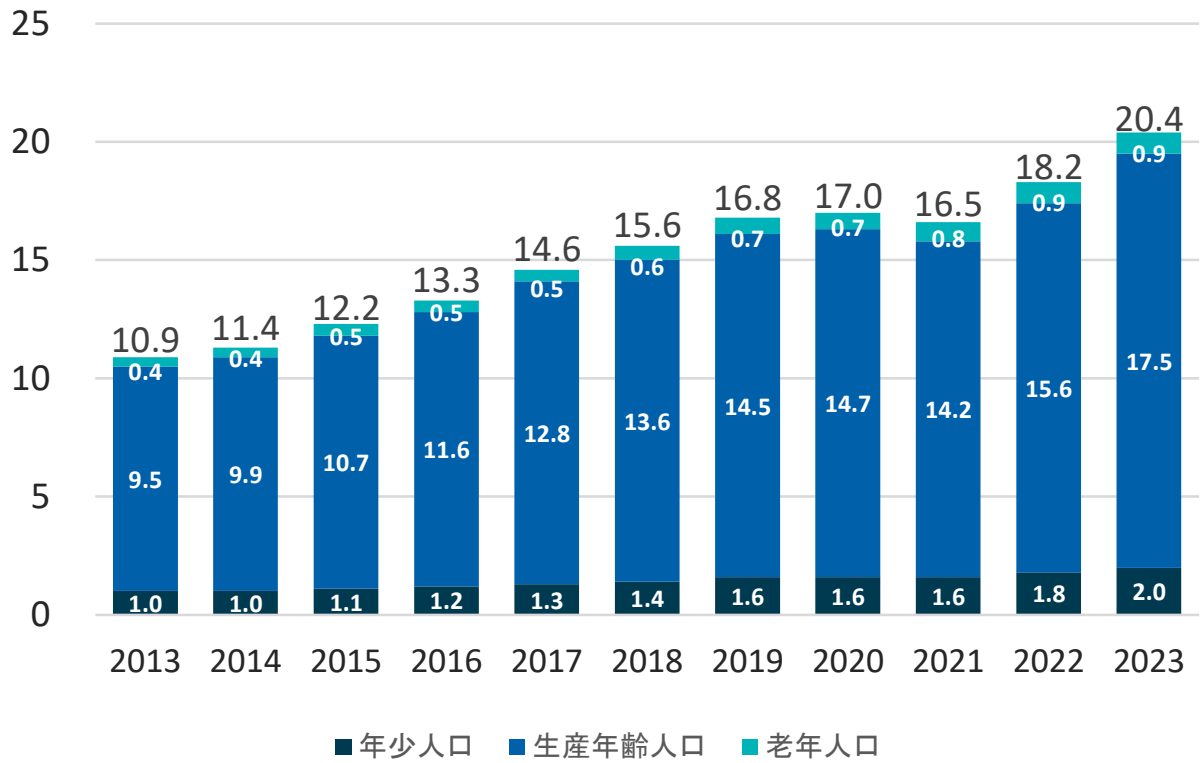
(図2)県内在留外国人数と県人口に占める割合の推移



資料:出入国在留管理庁「在留外国人統計」
県「毎月常住人口調査」から作成

(図3)県内在留外国人人数(年齢区分別)の推移

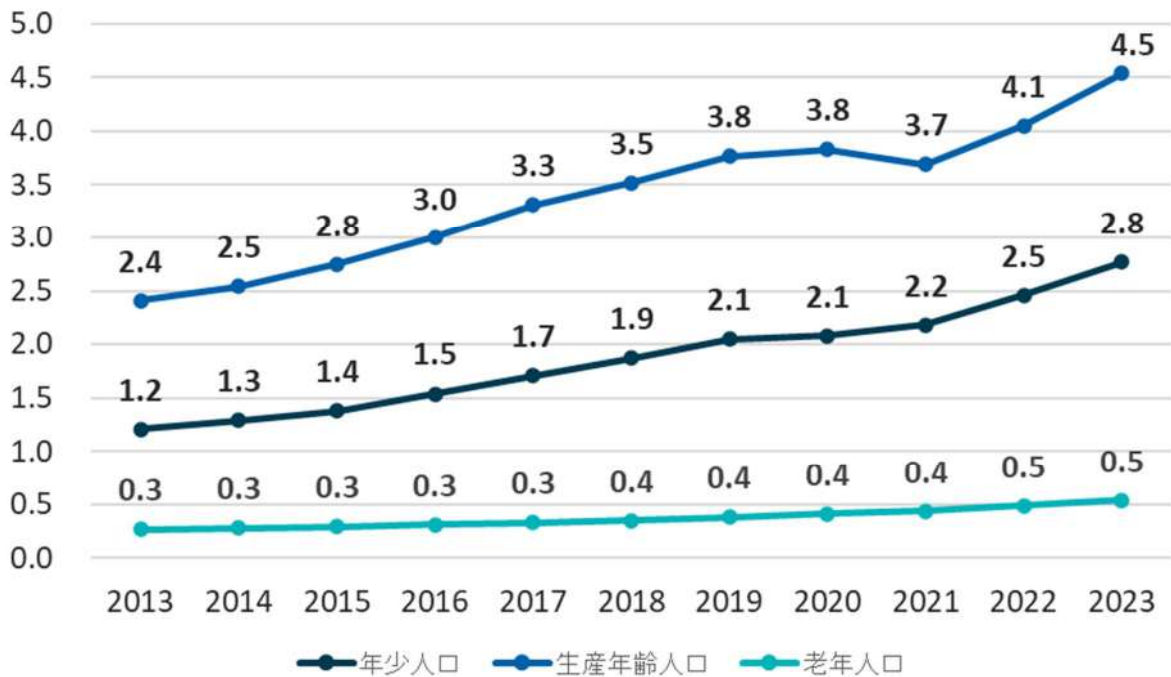
(単位:万人)



資料:出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

(図4)各年齢区分別にみた県人口に在留外国人が占める割合の推移

(単位:%)



資料:出入国在留管理庁「在留外国人統計」
県「年齢別・町丁字別人口」から作成

イ 市町村別外国人人数

令和5(2023)年12月現在、千葉市の在留外国人数は35,101人で本県の在留外国人数(204,091人)の17.2%を占め、以下、船橋市21,666人(10.6%)、松戸市20,477人(10.0%)、市川市19,903人(9.8%)、柏市12,383人(6.1%)と続き、上位5市で外国人全体の53.7%を占め、北西部により多くの方が在住していることが分かります。

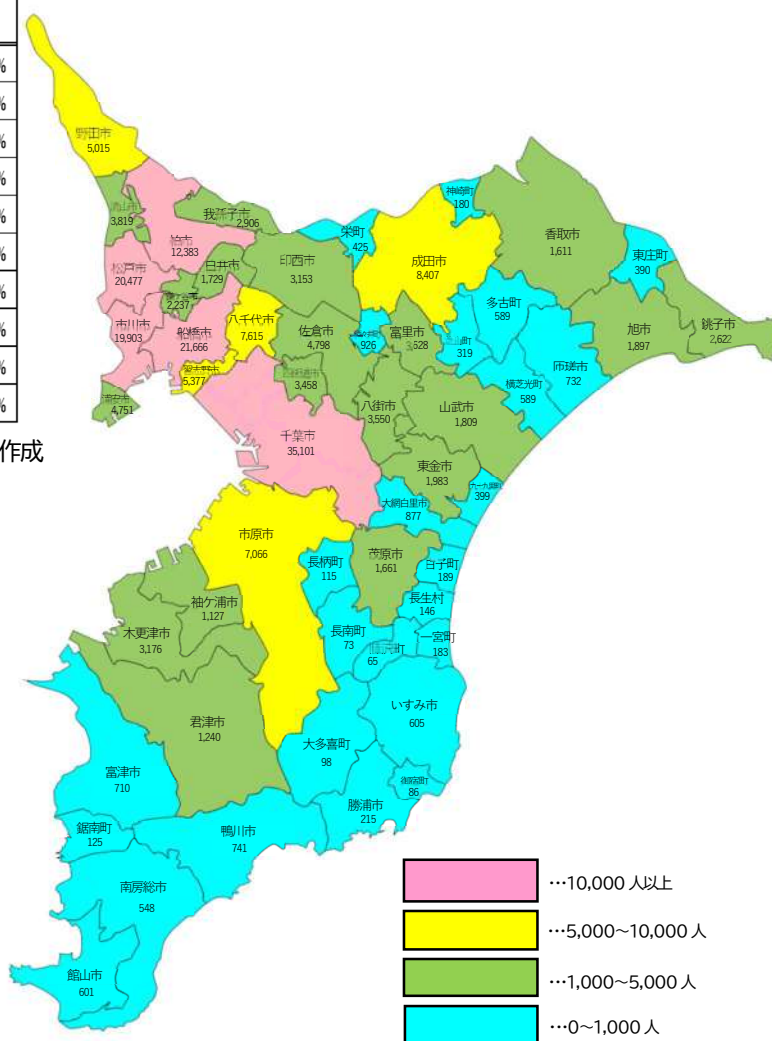
また、平成30(2018)年からの5年間では、在留外国人数はすべての市町村で増加しており、ゾーン別にみると印旛ゾーン(51.6%増)、香取・東総ゾーン(33.7%増)、南房総・外房ゾーン(33.5%増)、九十九里ゾーン(32.1%増)で県全体の在留外国人数の伸び率(30.8%増)を上回っています。

(表1)在留外国人数上位10市町村

| 順位 | 市町村名 | 人数 | 県内在留外国人数に占める構成比 |
|----|------|--------|-----------------|
| 1 | 千葉市 | 35,101 | 17.2% |
| 2 | 船橋市 | 21,666 | 10.6% |
| 3 | 松戸市 | 20,477 | 10.0% |
| 4 | 市川市 | 19,903 | 9.8% |
| 5 | 柏市 | 12,383 | 6.1% |
| 6 | 成田市 | 8,407 | 4.1% |
| 7 | 八千代市 | 7,615 | 3.7% |
| 8 | 市原市 | 7,066 | 3.5% |
| 9 | 習志野市 | 5,377 | 2.6% |
| 10 | 野田市 | 5,015 | 2.5% |

資料:出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

(図5)市町村別在留外国人数



資料:出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

(表2)ゾーン別在留外国人数の推移

(単位:人)

| | 平成30年 2018 | 令和元年 2019 | 令和2年 2020 | 令和3年 2021 | 令和4年 2022 | 令和5年 2023 | 増減率 H30～R5 | 県内在留外国人数 に占める構成比(R5) |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-------------------------|
| 東葛・湾岸ゾーン | 111,273 | 118,636 | 119,010 | 116,602 | 126,386 | 141,250 | +26.9% | 69.2% |
| 印旛ゾーン | 19,843 | 21,978 | 23,120 | 21,938 | 25,828 | 30,074 | +51.6% | 14.7% |
| 香取・東総ゾーン | 5,999 | 6,465 | 6,662 | 6,371 | 7,268 | 8,021 | +33.7% | 3.9% |
| 九十九里ゾーン | 6,363 | 6,805 | 6,963 | 6,684 | 7,764 | 8,408 | +32.1% | 4.1% |
| 南房総・外房ゾーン | 2,261 | 2,408 | 2,506 | 2,387 | 2,700 | 3,019 | +33.5% | 1.5% |
| 内房ゾーン | 10,319 | 11,220 | 11,572 | 11,374 | 12,243 | 13,319 | +29.1% | 6.5% |
| 合計 | 156,058 | 167,512 | 169,833 | 165,356 | 182,189 | 204,091 | +30.8% | 100.0% |

資料:出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

※端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

※ 各ゾーンについては、「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」の「県づくりの方向性」に基づくもの

・東葛・湾岸ゾーン:千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市

・印 旛 ゾ ー ン:成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

・香取・東総ゾーン:銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

・九十九里ゾーン:茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

・南房総・外房ゾーン:館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町

・内 房 ゾ ー ン:木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

ウ 国・地域別外国人人数

令和5(2023)年12月現在、中国が57,904人と最も多く、全体の28.4%を占めています。次いで、ベトナムが32,343人(15.9%)、フィリピンが21,919人(10.7%)となっています。

特にインドネシアやミャンマーは近年、人数の増加が著しく、外国人全体に対する構成比も上昇傾向にあります。

(表3)国・地域別在留外国人数の推移

(単位:人)

| | 平成30年 2018年 | 令和元年 2019年 | 令和2年 2020年 | 令和3年 2021年 | 令和4年 2022年 | 令和5年 2023年 | 増減率 H30～R5 |
|--------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 中国 | 52,492 | 56,238 | 54,776 | 51,982 | 54,190 | 57,904 | +10.3% |
| 構成比 | 33.6% | 33.6% | 32.3% | 31.4% | 29.7% | 28.4% | |
| ベトナム | 18,267 | 21,825 | 24,806 | 24,075 | 27,393 | 32,343 | +77.1% |
| 構成比 | 11.7% | 13.0% | 14.6% | 14.6% | 15.0% | 15.9% | |
| フィリピン | 19,263 | 19,731 | 19,820 | 19,667 | 20,795 | 21,919 | +13.8% |
| 構成比 | 12.3% | 11.8% | 11.7% | 11.9% | 11.4% | 10.7% | |
| 韓国 | 15,995 | 16,193 | 15,481 | 15,054 | 15,383 | 15,462 | ▲3.3% |
| 構成比 | 10.3% | 9.7% | 9.1% | 9.1% | 8.4% | 7.6% | |
| ネパール | 6,801 | 7,236 | 7,638 | 8,349 | 10,095 | 13,143 | +93.3% |
| 構成比 | 4.4% | 4.3% | 4.5% | 5.1% | 5.5% | 6.4% | |
| スリランカ | 4,542 | 4,994 | 5,490 | 5,667 | 6,965 | 8,267 | +82.0% |
| 構成比 | 2.9% | 3.0% | 3.2% | 3.4% | 3.8% | 4.1% | |
| インドネシア | 2,429 | 2,807 | 2,868 | 2,630 | 4,534 | 7,449 | +206.7% |
| 構成比 | 1.6% | 1.7% | 1.7% | 1.6% | 2.5% | 3.7% | |
| タイ | 5,789 | 6,003 | 6,068 | 5,811 | 6,280 | 6,716 | +16.0% |
| 構成比 | 3.7% | 3.6% | 3.6% | 3.5% | 3.5% | 3.3% | |
| ミャンマー | 1,161 | 1,534 | 1,834 | 1,839 | 2,650 | 4,037 | +247.7% |
| 構成比 | 0.7% | 0.9% | 1.1% | 1.1% | 1.5% | 2.0% | |
| 台湾 | 3,692 | 3,920 | 3,577 | 3,395 | 3,627 | 3,912 | +6.0% |
| 構成比 | 2.4% | 2.3% | 2.1% | 2.1% | 2.0% | 1.9% | |
| その他 | 25,627 | 27,031 | 27,475 | 26,887 | 30,277 | 32,939 | +28.5% |
| 構成比 | 16.4% | 16.1% | 16.2% | 16.3% | 16.6% | 16.1% | |
| 合計 | 156,058 | 167,512 | 169,833 | 165,356 | 182,189 | 204,091 | +30.8% |

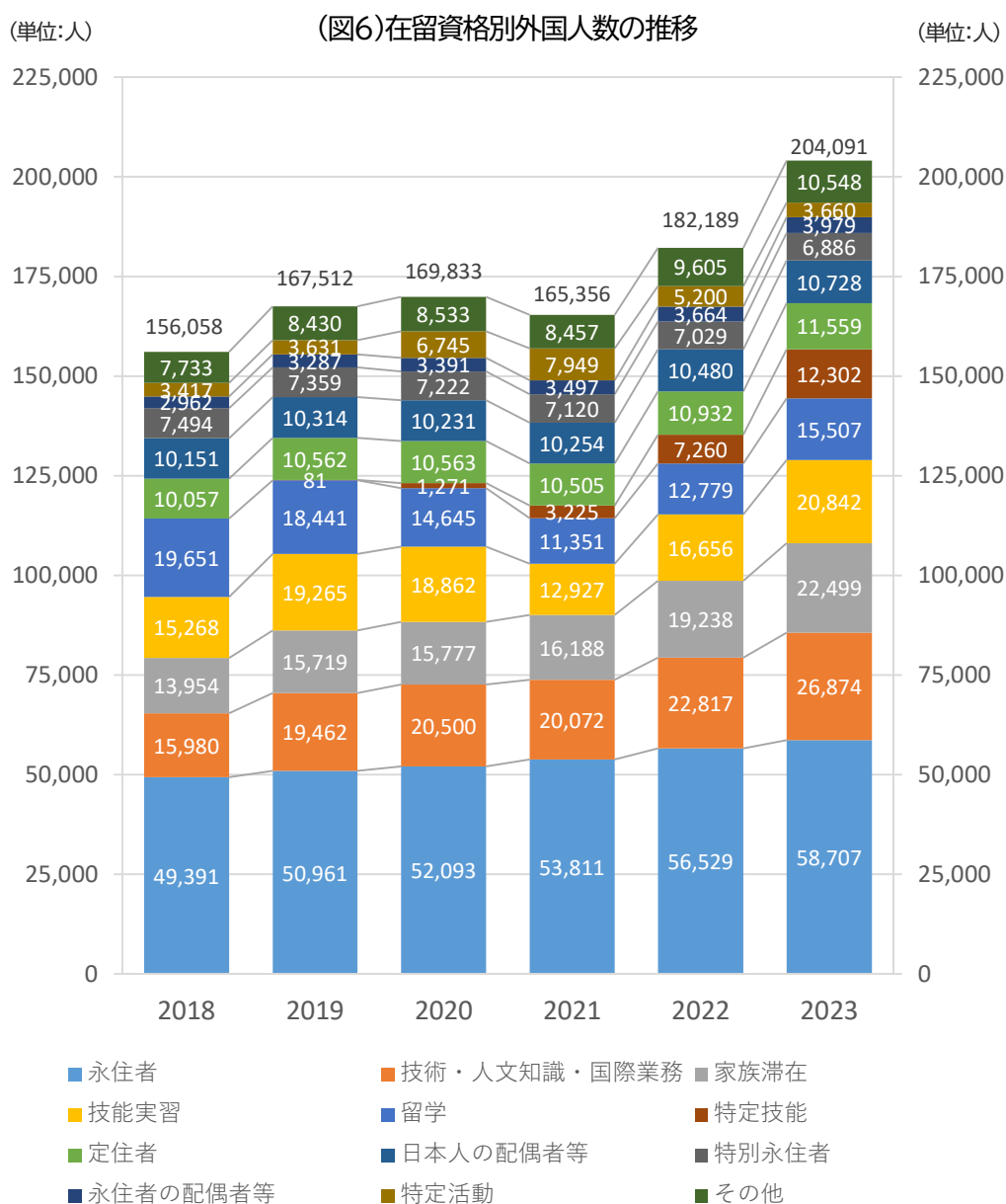
資料:出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

工 在留資格別外国人数

令和5(2023)年12月現在、永住者が58,707人と最も多く、全体の28.8%を占めています。次いで、技術・人文知識・国際業務が26,874人(13.2%)、家族滞在が22,499人(11.0%。割合としては全国1位)となっています。

永住者、永住者の配偶者等、定住者はいずれも増加傾向にあり、平成30(2018)年からの5年間で合計11,835人増加し(19.0%増)、定住化の傾向がみられます。

また、平成31(2019)年4月から受入れが可能となった特定技能については、令和元(2019)年の81人から令和5(2023)年の12,302人と、大きく増加しています。



【具体例】

技術・人文知識・国際業務:技術者、マーケティング業務従事者、通訳 等
 特定活動:EPA 看護師・介護福祉士、大学等留学生が卒業後に行う就職活動 等
 定住者:第三国定住難民、日系3世 等

資料:出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

オ 外国人留学生数

令和6(2024)年 5 月現在、県内にキャンパスを有する大学等(大学院、短期大学及び高等専門学校含む)、専修学校(専門課程)及び法務省告示日本語教育機関に在学する留学生の総数は 15,940 人で、学校種別の内訳は、大学等が 6,521 人、専修学校(専門課程)が 4,633 人、日本語教育機関が 4,786 人となっています。

国・地域別では、中国が 5,023 人と最も多く、全体の 31.5%を占めています。次いでネパール 3,350 人(21.0%)、ベトナム 3,198 人(20.1%)となっています。

専攻分野別では、人文科学が 6,397 人と最も多く全体の 40.1%を占めています。次いで社会科学が 4,991 人(31.3%)、工学が 2,933 人(18.4%)となっています。

また、令和 5(2023)年度中に県内にキャンパスを有する大学等(大学院、短期大学及び高等専門学校含む)、専修学校(専門課程)及び法務省告示日本語教育機関を卒業した外国人留学生 4,321 人のうち県内就職者は 371 人(8.6%)となっています。なお、県内就職者を含めた国内での就職者数は 1,398 人(32.4%)となっています。

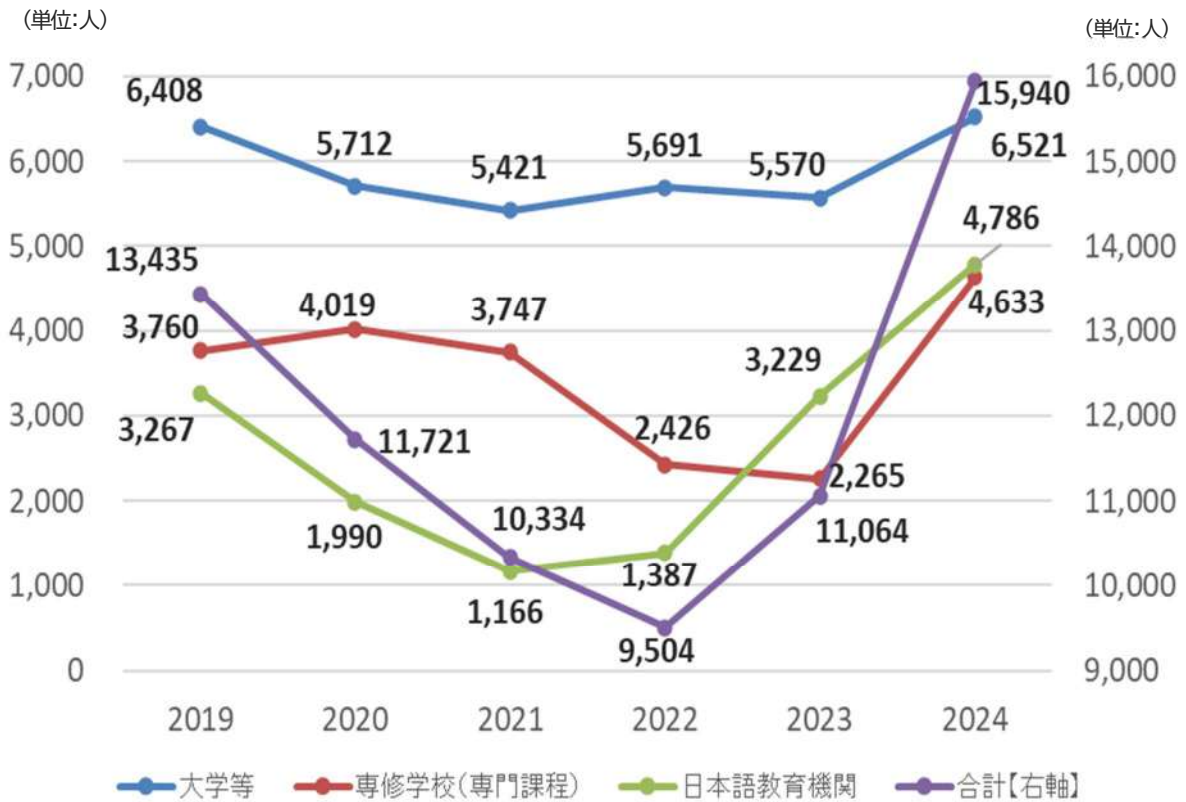
(表4)出身国(地域)別の外国人留学生数

(単位:人)

| | 大学等 | 専修学校 (専門課程) | 日本語 教育機関 | 合計 |
|-------|-------|----------------|-------------|--------|
| 中国 | 4,128 | 380 | 515 | 5,023 |
| ネパール | 114 | 2,102 | 1,134 | 3,350 |
| ベトナム | 704 | 876 | 1,618 | 3,198 |
| スリランカ | 90 | 471 | 428 | 989 |
| ミャンマー | 141 | 81 | 357 | 579 |
| その他 | 1,344 | 723 | 734 | 2,801 |
| 合計 | 6,521 | 4,633 | 4,786 | 15,940 |

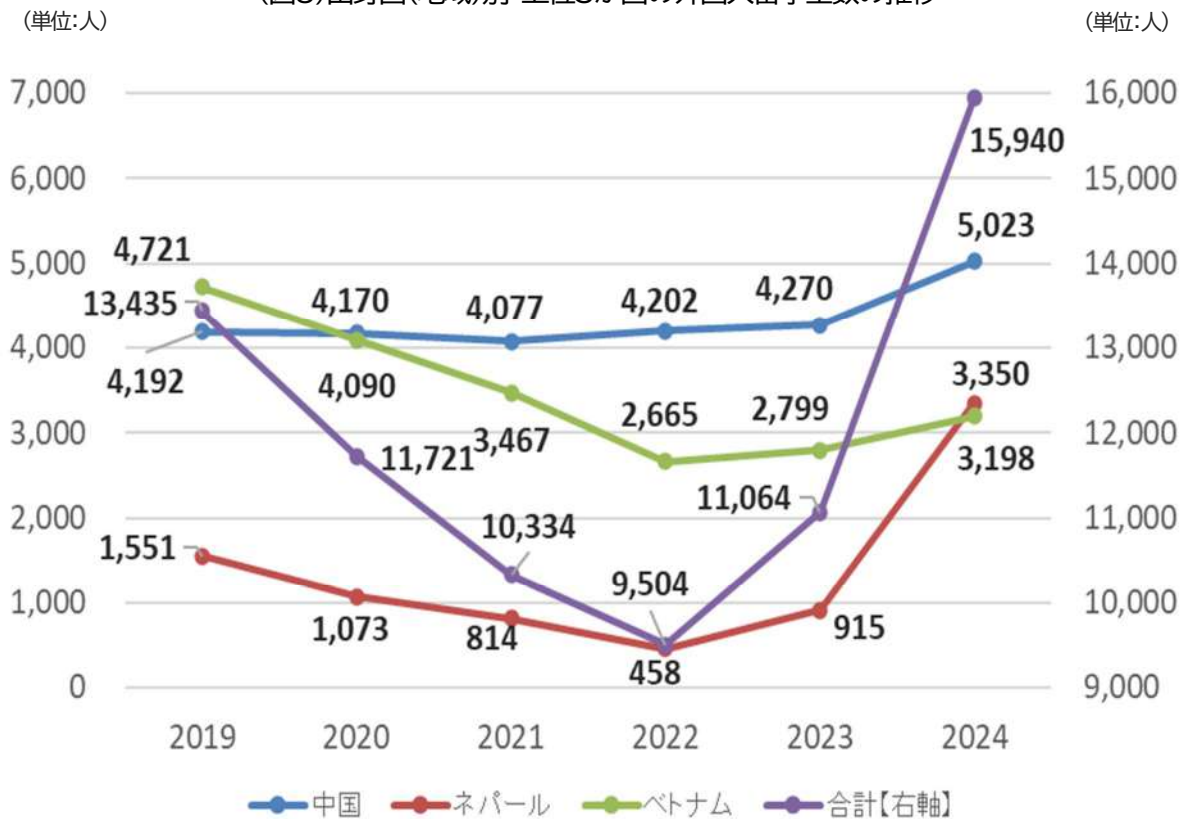
資料:「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

(図7)学校種別の外国人留学生数の推移



資料:「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

(図8)出身国(地域)別 上位3か国の外国人留学生数の推移



資料:「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

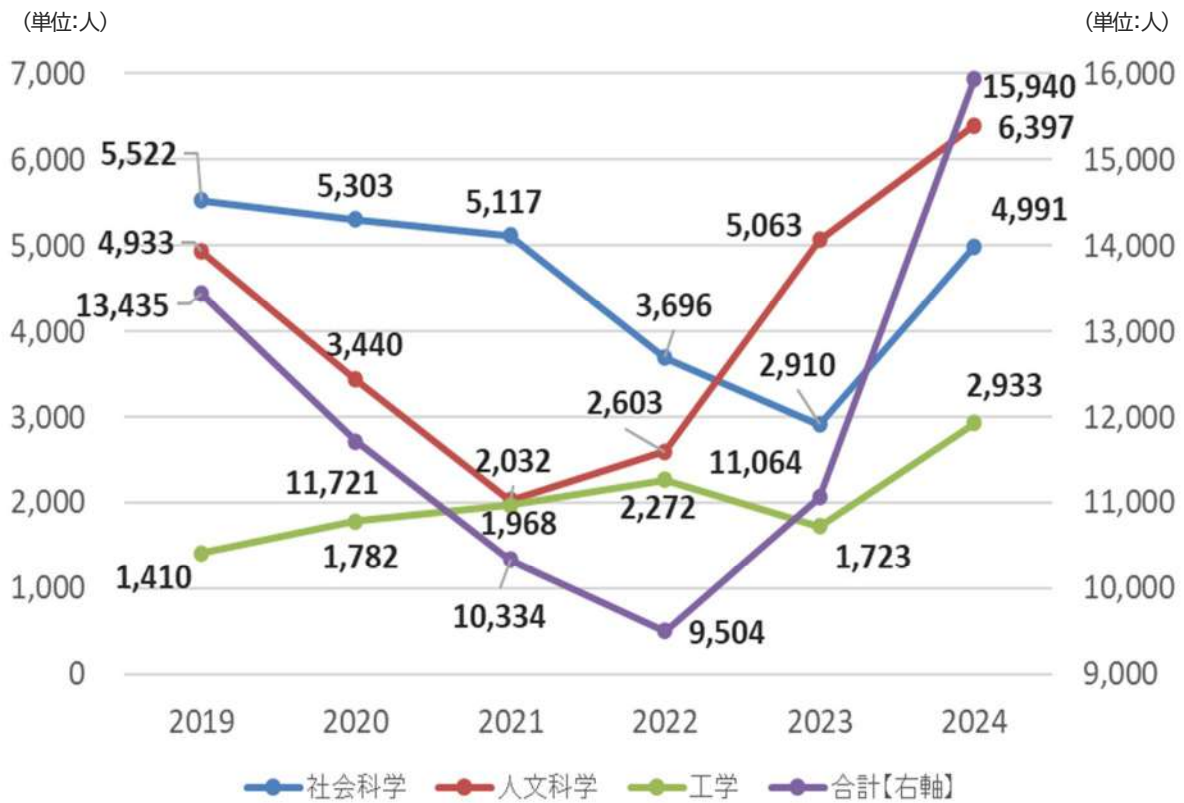
(表5)専攻分野・学校種別留学生数

(単位:人)

| | 大学等 | | | | | 専修学校 (専門課程) | 日本語 教育機関 | 合計 |
|------|-------|-------|-------|--------|---|----------------|-------------|--------|
| | 大学院 | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 | | | | |
| 人文科学 | 1,431 | 237 | 1,068 | 126 | 0 | 180 | 4,786 | 6,397 |
| 社会科学 | 2,229 | 411 | 1,751 | 67 | 0 | 2,762 | 0 | 4,991 |
| 工学 | 1,463 | 514 | 941 | 0 | 8 | 1,470 | 0 | 2,933 |
| 保健 | 700 | 368 | 332 | 0 | 0 | 194 | 0 | 894 |
| 理学 | 201 | 182 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 201 |
| その他 | 497 | 386 | 110 | 1 | 0 | 27 | 0 | 524 |
| 合計 | 6,521 | 2,098 | 4,221 | 194 | 8 | 4,633 | 4,786 | 15,940 |

資料:「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

(図9)専攻分野別 上位3分野の留学生数の推移



資料:「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

(表6)令和5(2023)年度卒業生の進路状況

(単位:人)

| | 大学等 | | | | | 専修学校 (専門課程) | 日本語 教育機関 | 合計 |
|-----------------|-------|-----|------|--------|---|----------------|-------------|-------|
| | 大学院 | 大学 | 短期大学 | 高等専門学校 | | | | |
| 千葉県内で就職 | 82 | 25 | 56 | 1 | 0 | 212 | 77 | 371 |
| 国内(県外及び場所不明)で就職 | 483 | 161 | 309 | 13 | 0 | 231 | 313 | 1,027 |
| 国内で進学 | 308 | 102 | 178 | 24 | 4 | 260 | 1,145 | 1,713 |
| 国内その他(就職活動中を含む) | 173 | 76 | 94 | 3 | 0 | 99 | 190 | 462 |
| 母国へ帰国 | 317 | 130 | 185 | 2 | 0 | 47 | 158 | 522 |
| その他・不明 | 121 | 87 | 34 | 0 | 0 | 67 | 38 | 226 |
| 合計 | 1,484 | 581 | 856 | 43 | 4 | 916 | 1,921 | 4,321 |

資料:「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

カ 外国人労働者数

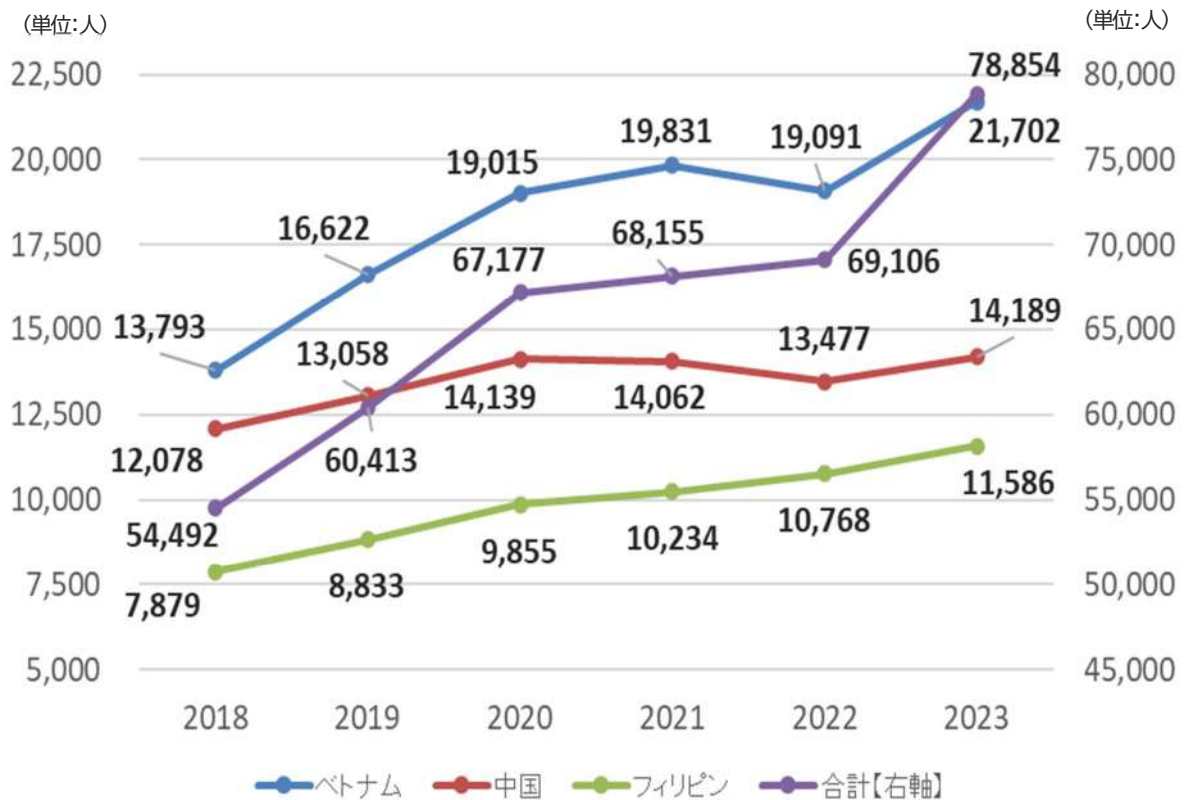
令和5(2023)年10月現在、本県で働く外国人労働者数は78,854人と過去最高を更新し、平成30(2018)年から1.4倍に増加しています。

国籍別ではベトナムが21,702人と最も多く、全体の27.5%を占めています。次いで中国が14,189人(18.0%)、フィリピンが11,586人(14.7%)となっています。

在留資格別では、身分に基づく在留資格が24,108人と最も多く、全体の30.6%を占めています。次いで専門的・技術的分野の在留資格が21,843人(27.7%)、技能実習が16,215人(20.6%)となっています。

産業別では、製造業が18,941人と最も多く、全体の24.0%を占めています。次いで卸売業、小売業が11,912人(15.1%)、サービス業が11,481人(14.6%)となっています。

(図10)国籍別 上位3か国の外国人労働者数の推移



資料:厚生労働省千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況」から作成

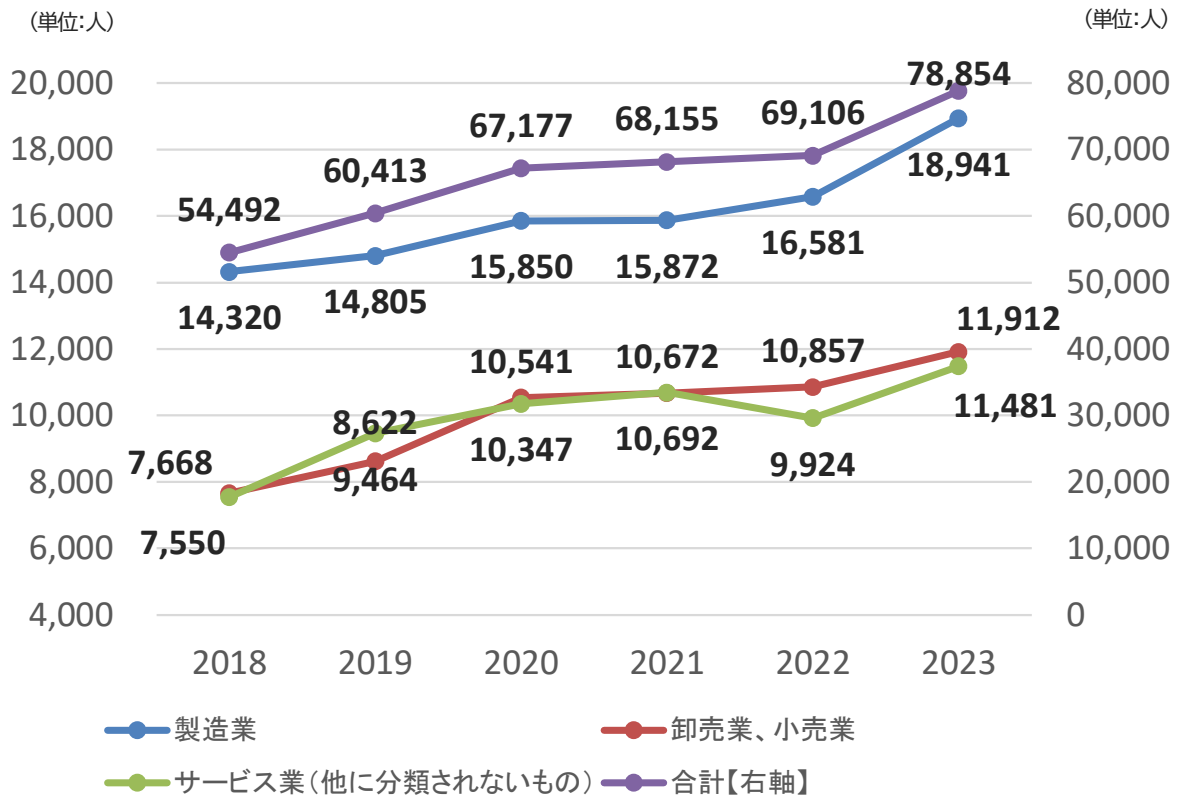
(表7)国籍別・在留資格別外国人労働者数

(単位:人)

| | ①専門的・技術的分野の在留資格 | | | ②特定活動 | ③技能実習 | ④資格外活動 | | ⑤身分に基づく在留資格 | | | | | 合計 |
|--------|-----------------|----------------|--------|-------|--------|--------|-------|-------------|--------|------------|------------|-------|--------|
| | 計 | うち技術・人文知識・国際業務 | うち特定技能 | | | 計 | うち留学 | 計 | うち永住者 | うち日本人の配偶者等 | うち永住者の配偶者等 | うち定住者 | |
| ベトナム | 7,490 | 2,374 | 4,849 | 1,293 | 7,555 | 4,656 | 3,770 | 708 | 341 | 196 | 59 | 112 | 21,702 |
| 中国 | 4,643 | 3,153 | 660 | 175 | 1,894 | 2,031 | 1,385 | 5,446 | 3,898 | 701 | 347 | 500 | 14,189 |
| フィリピン | 861 | 193 | 534 | 177 | 1,525 | 146 | 92 | 8,877 | 5,410 | 1,270 | 179 | 2,018 | 11,586 |
| ネパール | 2,266 | 1,890 | 146 | 135 | 60 | 3,977 | 1,481 | 282 | 138 | 64 | 41 | 39 | 6,720 |
| インドネシア | 1,117 | 196 | 875 | 267 | 2,591 | 139 | 124 | 236 | 128 | 73 | 6 | 29 | 4,350 |
| その他 | 5,466 | 3,340 | 1,072 | 835 | 2,590 | 2,857 | 2,242 | 8,559 | 5,204 | 1,751 | 263 | 1,341 | 20,307 |
| 合計 | 21,843 | 11,146 | 8,136 | 2,882 | 16,215 | 13,806 | 9,094 | 24,108 | 15,119 | 4,055 | 895 | 4,039 | 78,854 |

資料:厚生労働省千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況」から作成

(図11)産業別 上位3産業の外国人労働者数の推移



資料:厚生労働省千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況」から作成

キ 外国人児童生徒数等

令和5(2023)年5月現在、県内の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数は3,381人で、5年間で1.9倍に増加しました。学校種別の内訳は、小学校が2,280人と最も多く全体の67.4%を占めています。次いで中学校が671人(19.8%)、高等学校が374人(11.1%)となっています。

日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の在籍人数は、544人で、5年間で1.2倍に増加しました。学校種別の内訳は、小学校が411人と最も多く全体の75.6%を占めています。次いで中学校が93人(17.1%)、高等学校が29人(5.3%)となっています。

(表8)日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数の推移

(単位:人)

| | 平成30年 2018年 | 令和3年 2021年 | 令和5年 2023年 | 増減率 H30~R5 | 構成比 (R5) |
|--------|----------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 小学校 | 1,120 | 1,415 | 2,280 | +103.6% | 67.4% |
| 中学校 | 419 | 496 | 671 | +60.1% | 19.8% |
| 高等学校 | 228 | 262 | 374 | +64.0% | 11.1% |
| 義務教育学校 | 10 | 20 | 49 | +390.0% | 1.4% |
| 中等教育学校 | 0 | 0 | 0 | - | 0.0% |
| 特別支援学校 | 1 | 0 | 7 | +600.0% | 0.2% |
| 合計 | 1,778 | 2,193 | 3,381 | +90.2% | 100.0% |

資料:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」から作成

(表9)日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の言語別人数の推移

(単位:人)

| | 平成30年 2018年 | 令和3年 2021年 | 令和5年 2023年 | 増減率 H30~R5 | 構成比 (R5) |
|--------|----------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 日本語 | | 107 | 193 | - | 5.7% |
| 英語 | 42 | 131 | 211 | +402.4% | 6.2% |
| 韓国・朝鮮語 | 41 | 14 | 22 | ▲46.3% | 0.7% |
| スペイン語 | 132 | 125 | 117 | ▲11.4% | 3.5% |
| 中国語 | 597 | 661 | 912 | +52.8% | 27.0% |
| フィリピン語 | 359 | 262 | 403 | +12.3% | 11.9% |
| ベトナム語 | 41 | 65 | 121 | +195.1% | 3.6% |
| ポルトガル語 | 48 | 74 | 89 | +85.4% | 2.6% |
| その他 | 518 | 754 | 1,313 | +153.5% | 38.8% |
| 合計 | 1,778 | 2,193 | 3,381 | +90.2% | 100.0% |

※ 平成30年は「日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況」

資料:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」から作成

(表10)日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の在籍人数の推移

(単位:人)

| | 平成30年 2018年 | 令和3年 2021年 | 令和5年 2023年 | 増減率 H30～R5 | 構成比 (R5) |
|-------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 小 学 校 | 321 | 301 | 411 | +28.0% | 75.6% |
| 中 学 校 | 83 | 113 | 93 | +12.1% | 17.1% |
| 高 等 学 校 | 34 | 22 | 29 | ▲14.7% | 5.3% |
| 義 務 教 育 学 校 | 0 | 4 | 11 | - | 2.0% |
| 中 等 教 育 学 校 | 0 | 0 | 0 | - | 0.0% |
| 特 別 支 援 学 校 | 1 | 0 | 0 | ▲100.0% | 0.0% |
| 合 計 | 439 | 440 | 544 | +23.9% | 100.0% |

資料:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」から作成

(表11)日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の言語別人数の推移

(単位:人)

| | 平成30年 2018年 | 令和3年 2021年 | 令和5年 2023年 | 増減率 H30～R5 | 構成比 (R5) |
|-------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 日 本 語 | 35 | 109 | 121 | +245.7% | 22.2% |
| 英 語 | 42 | 60 | 99 | +135.7% | 18.2% |
| 韓 国・朝 鮮 語 | 8 | 8 | 7 | ▲12.5% | 1.3% |
| ス ペ イ ン 語 | 12 | 9 | 16 | +33.3% | 2.9% |
| 中 国 語 | 113 | 84 | 118 | +4.4% | 21.7% |
| フ ィ リ ピ ノ 語 | 177 | 100 | 98 | ▲44.6% | 18.0% |
| ベ ト ナ ム 語 | 8 | 6 | 8 | 0.0% | 1.5% |
| ポ ル ト ガ ル 語 | 5 | 5 | 8 | +60.0% | 1.5% |
| そ の 他 | 39 | 59 | 69 | +76.9% | 12.7% |
| 合 計 | 439 | 440 | 544 | +23.9% | 100.0% |

資料:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」から作成

※表8～表11について、端数処理の関係で「構成比」の合計が100%にならない場合があります。

2 近年の主な社会経済情勢の変化等

前プランである「千葉県多文化共生推進プラン」を令和 2(2020)年 3 月に策定してから、社会経済情勢は変化しています。以下の事項は、社会経済に特に大きな影響を与えてきました。今後の施策の推進に当たっても、これらの影響を踏まえる必要があります。

(1)育成就労制度の創設等の国の動き

令和 6(2024)年 3 月、閣議決定により、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針等が変更され、特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加が行われました。これにより、令和 6(2024)年 4 月から 5 年間の受入れ見込数は令和元年度から令和 5 年度までの 2.4 倍に当たる 82 万人に設定されるとともに、対象分野には自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の 4 分野が追加され、計 16 分野となりました。

また、令和 6(2024)年 6 月、技能実習制度を発展的に解消し、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設することなどを柱とした「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 60 号)」が成立しました。

こうした一連の動きにより、今後も外国人労働者の更なる増加が見込まれるほか、転職等による外国人労働者の国内移動が増えることが予想されます。

(2)国際的な人材獲得競争の激化

「高度外国人材」といわれるような高度な知識や技能を有している人材は、研究開発を通じたイノベーションの創発など、さまざまな分野での活躍が期待されています。国境を越えた獲得競争が行われており、今後、激しさを増すことが見込まれています。

こうした人材確保に向けた動きが進む中、企業においては、就労したい人材が活躍できる受入体制や環境を整備する必要があります。

(3)デジタル化の進展

デジタルは日常生活に大きく浸透し、テレワークや遠隔医療、オンラインを活用した教育、生成 AI を活用した各種サービスなど、様々な分野でデジタル技術が活用されています。

デジタル化が進展することで、時間や場所の制約の克服や新しいサービスや価値の創造など、可能性を大きく広げることが期待されています。

(4)新型コロナウイルス感染症の影響

令和 2(2020)年 1 月に国内で初めて発生した新型コロナウイルス感染症については、令和 5(2023)年 5 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)」上の位置付けが、季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に移行するまでの間に、県内で 1,478,243 人の患者等が発生し、療養中等に死亡した患者等は 3,944 人となりました。

こうした中、県ホームページ等により県在住・訪日の外国人の方へ情報発信を行うとともに、外国人相談窓口や多言語相談ホットラインを通じて情報提供を行いました。

前例がない中で取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策で直面した課題や経験等を今後の新たな感染症が発生した際の対応に活かす必要があります。

(5)気象災害の激甚化等

近年、地球温暖化等による気候変動の影響により、1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨が頻発するなど気象災害が激甚化・頻発化しており、県内においても「令和元年房総半島台風」や、「令和 5 年台風第 13 号に伴う大雨」など大きな災害が発生しています。

また、令和 6(2024)年 1 月の能登半島地震では、「地震」の揺れに加え、「津波」や「大規模火災」も発生し、甚大な被害が発生しました。

こうした中、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するおそれのある「南海トラフ地震」、首都中枢機能への影響が懸念される「首都直下地震」が、今後 30 年以内に高い確率で発生することが予想されています。

災害が激甚化する中で、県では、地域防災力の向上を図るなど「災害に強い千葉県づくり」を進めています。

(6)成田空港の更なる機能強化の進展

昭和 53(1978)年に A 滑走路 1 本で開港した成田空港は、航空需要の高まりに合わせて、B 滑走路の供用など、その機能を高め日本の国際線の基幹空港としての役割を果たしてきました。

今後も増え続ける国際航空需要に対応するため、令和11(2029)年 3 月末の供用を目指し、3 本目の滑走路の新設などにより、航空機の年間発着容量を現在の 30 万回から 50 万回まで拡大させる、更なる機能強化が進められています。

この機能強化の実現により、航空機の年間発着回数が 50 万回になった際には、旅客数は

約 4,000 万人から約 7,500 万人に、貨物取扱量は約 200 万トンから約 300 万トンに増加することが見込まれ、空港内従業員数は、約 4 万人から約 3 万人増となる約 7 万人規模となることが期待されます。

こうした中で、国、県、空港周辺 9 市町※、空港会社の四者は機能強化を最大限活かした地域づくりに取り組んでいます。

※…成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町

「育成就労制度」とは？

これまでの技能実習制度を発展的に解消し、外国人が日本で就労しながらキャリアアップでき、長期にわたり日本の産業を支える人材を確保することを目指す制度です。改正法の公布日(令和6年6月21日)から起算して3年以内に施行されます。

技能実習制度が、技能等の修得等を通じた人材育成により国際貢献を行うことを目的としているのに対し、育成就労制度は、我が国の人手不足分野における人材育成と人材確保を目的としています。

育成就労制度では、外国人を労働者としてより適切に権利保護するという観点から、技能実習制度では認められなかった外国人本人の意向による転籍を一定の条件の下で認めることに加え、受入れ対象分野を特定産業分野(生産性向上や国内人材確保を行ってもなお外国人の受入れが必要な分野)のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なものに限り、原則3年間の就労を通じた人材育成によって特定技能1号の技能水準の人材を育成することを目指すものとしています。

第3 プラン策定の基本的な考え方

1 これまでの取組等を踏まえた課題

前プランである「千葉県多文化共生推進プラン」に基づく取組の進展などを踏まえ、今後の課題を「外国人の活躍」、「地域社会との関わり」、「コミュニケーション支援」、「制度・生活に関する情報」の観点から、整理しました。

(1)外国人の活躍

- 留学生の県内就職率の向上
- 外国人材の定着
- 成田空港等における働き手の確保
- 企業の理解促進
- 新たな外国人受入れ制度に関する情報提供
- 地域社会への溶け込み

(2)地域社会との関わり

- 相談体制・対応言語の充実
- 地域日本語教育推進事業プランに基づく取組の推進
- 県民の多文化共生への理解の一層の促進

(3)コミュニケーション支援

- 国・地域の多様化への対応
- 日本語教育にアクセスできない外国人への対応
- 「やさしい日本語」の普及
- デジタルを活用したコミュニケーション支援
- 外国人児童生徒等の相談体制の一層の充実

(4)制度・生活に関する情報

- 災害時外国人支援体制の充実
- 外国人の安全確保のための情報提供の充実
- 外国人の住居確保の支援
- 外国人への医療におけるトラブルの解消

2 県政を進める上での重要な視点

人口減少による働き手や社会の担い手不足が顕在化するなど、県を取り巻く社会環境が厳しさを増す中、私たちが、これらの社会環境の変化に、的確に対応していくためには、多様性をもたらす活力や創造性が重要となります。

多様性尊重条例では、第2条第4号において、「国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会」の実現を基本理念としています。

多様性の尊重は、生きづらさの解消や創造性の向上につながり、県全体に活力をもたらすものと言えます。

また、人口減少による地域社会の活力低下が懸念される中、外国人県民を支援対象としてだけでなく、地域社会の担い手として認識し、外国人県民を含めた全ての県民が共に助け合い、その能力を最大限に発揮して活躍していくという視点が重要です。

「多様性尊重条例」とは？

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進するため、令和6(2024)年1月に施行した理念条例です。

私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など様々な違いがある人で構成されています。

こうした多様な立場の人を尊重することは様々な人が抱える生きづらさの解消につながり、社会の活力や創造性の向上に効果を発揮します。

この条例の下、千葉県は一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍できる社会(多様性が尊重され誰もが活躍できる社会)の実現を目指しています。

【ちばダイバーシティ宣言】

令和6(2024)年6月に、多様性尊重条例の趣旨を広く周知するとともに、多様性が尊重され、誰もがその人らしく個性と能力を発揮することができる千葉県を目指すという決意を表明する「ちばダイバーシティ宣言」を行い、併せて多様性尊重の意義を県民等と広く共有していくための、チーバくんの新たなロゴマークを発表しました。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

3 基本目標・施策目標

これまでの取組等を踏まえた課題や県政を進める上での重要な視点を踏まえ、本プランでは、基本目標及び施策目標を次のように掲げます。

基本目標

誰もが活躍し、安心して暮らすことにより、将来にわたり社会の活力を生み出せる県づくり

施策目標Ⅰ：活躍

一人ひとりが様々な違いのある個人として尊重され、その人らしく活躍できる県づくり

外国人が働き手として活躍できるよう、企業等とのマッチング機会の創出等を通じて雇用・就労の促進を図るとともに、共に暮らす地域社会の担い手として活躍できるよう、多文化共生意識の醸成を推進していきます。

施策目標Ⅱ：共生

国籍及び文化的背景などにかかわらず、共に安心して暮らせる県づくり

外国人県民向けの相談窓口や地域日本語教室の整備等の総合的なコミュニケーション支援をはじめ、子どもの教育、防災、住宅、医療、保健、福祉等の各分野における支援が充実するような取組を推進していきます。

施策目標Ⅲ：連携

様々な主体の連携により、活躍・共生を推進する県づくり

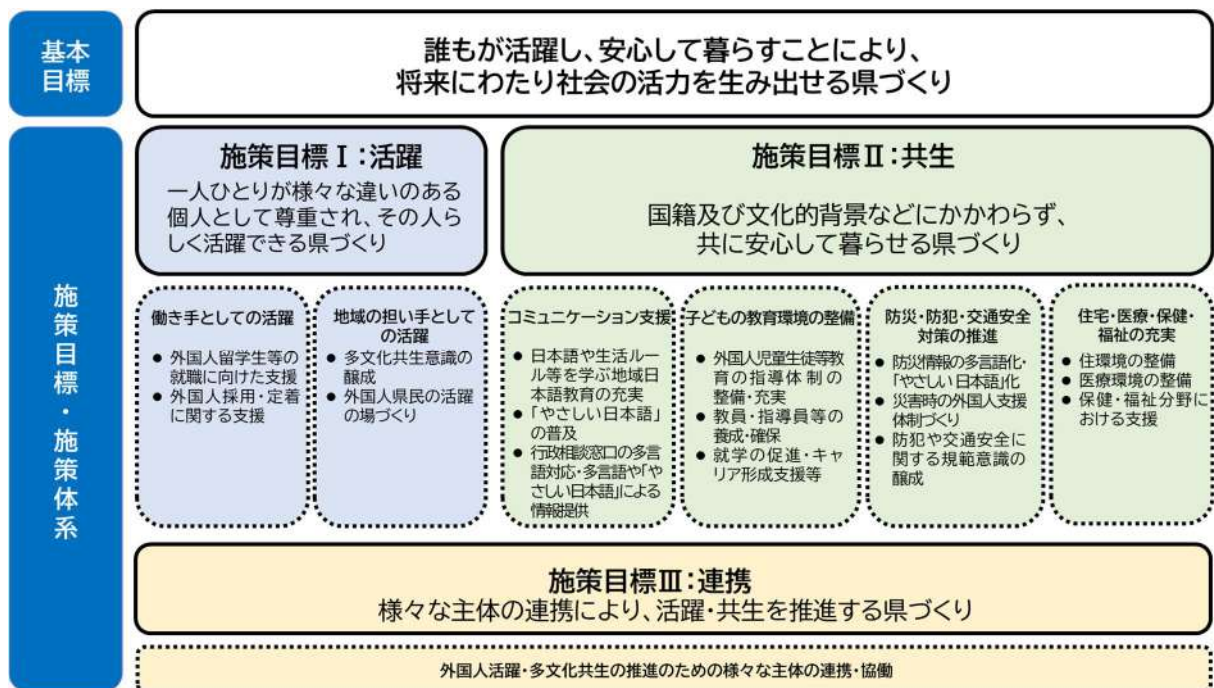
施策目標Ⅰ及びⅡを達成するための体制をつくるため、市町村、市町村国際交流協会、ボランティア団体・NPO等の関係団体のほか、大学や日本語教育機関等との連携・協働を推進していきます。

第4 施策の体系・展開

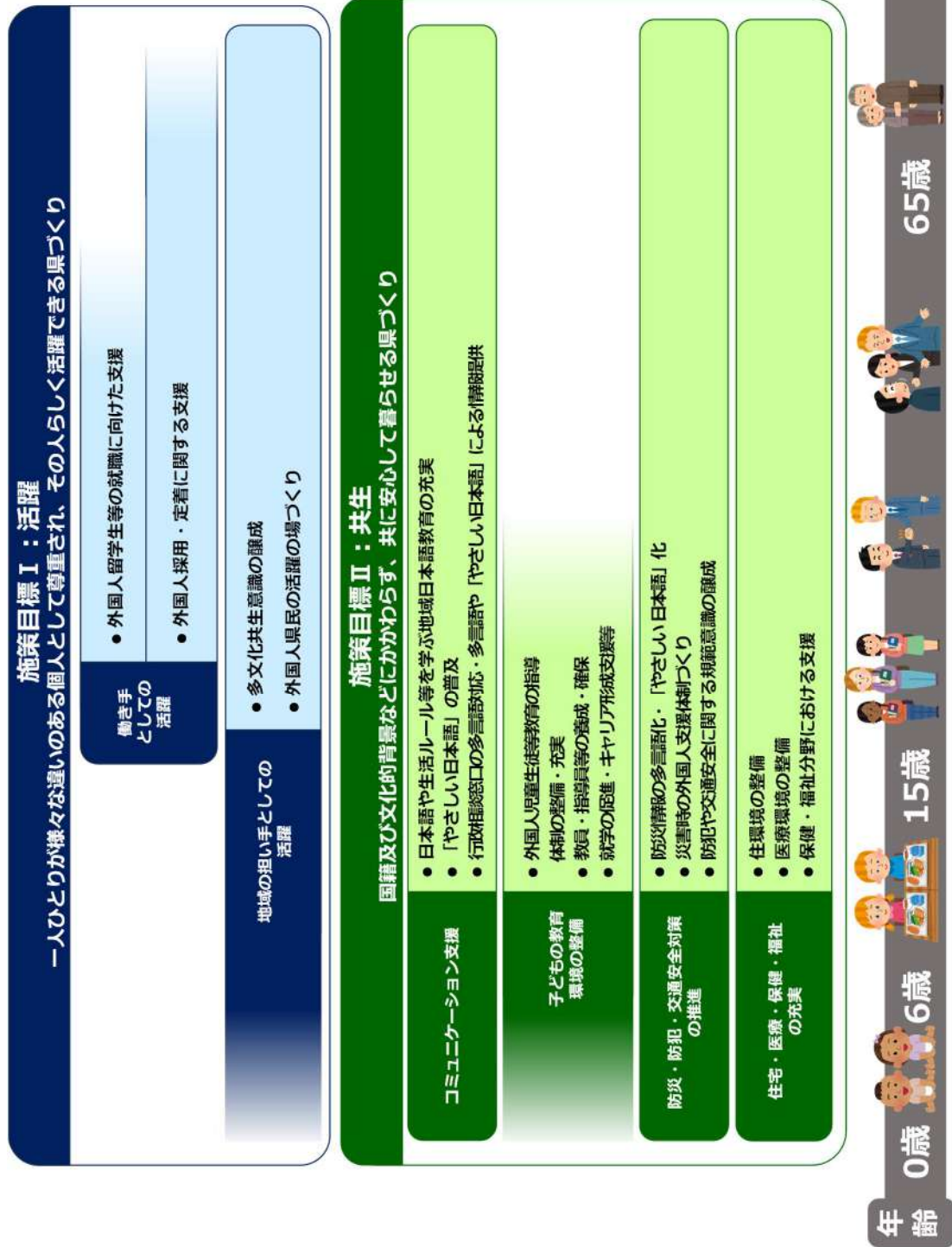
基本目標と施策目標の達成に向けて、具体的な取組を整理すると以下のとおりとなります。次ページは、ライフステージに応じた施策の展開イメージです。

25ページ以降では、施策ごとに、まず背景と現在の取組状況を整理し、取組上の課題を検討するとともに今後の方向性を示します。また、各施策に関連する具体的な県の取組として、令和6(2024)年度の主な事業を掲載しています。

○ 目標・施策体系



○ ライフステージに応じた施策の展開イメージ



施策目標Ⅰ：活躍

一人ひとりが様々な違いのある個人として尊重され、その人らしく活躍できる県づくり

1 働き手としての活躍

(1)外国人留学生等の就職に向けた支援

【背景と取組の状況】

本県に在住する外国人留学生(在留資格「留学」の保有者)は、千葉県内留学生数調査結果によると、近年、新型コロナウイルス感染症の流行とみられる影響により減少した時期もありましたが、令和4(2022)年を底に、令和5(2023)年からは増加しています。

また、同調査によると、令和5(2023)年度に県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び日本語教育機関を卒業した外国人留学生4,321人のうち、国内就職者は32.4%に当たる1,398人であり、その26.5%に当たる371人が県内就職者でした。

外国人留学生は、大学等の卒業・修了後は地域の産業を担う人材としての活躍が期待されます。しかし、日本での就職を希望していても、日本の雇用慣行や就職活動の進め方への理解、就労場面で必要となる日本語能力が十分でないことなどから、就職に至らないケースもあります。

また、独立行政法人日本学生支援機構が実施した「令和3年度私費外国人留学生生活実態調査」や関係団体へのヒアリングによると、就職活動上の課題として、留学生向けの就職情報の充実が挙げられています。

県では、外国人留学生等を対象とした県内企業の職場見学会や就労・定着に向けた講座、合同企業説明会を開催し、県内での就職を支援しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

本県の活力の維持・向上のためにも、本県で働きたいと考える外国人留学生等が県内で就職できるよう、日本の雇用慣行や就職活動の進め方について理解を深めるための支援を行うことが重要です。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 外国人留学生等が、卒業後も引き続き、住み慣れた本県で働くことができるよう、外国人留学生等が抱える課題を踏まえながら、就労に向けた取組を進めます。
- ・ 外国人留学生等の採用を考えている企業等とのマッチングなどに向けた支援を行っていきます。

主な事業

外国人材活用支援事業

商工労働部

- ・ 県内中小企業における外国人材の円滑な受入れを支援するため、外国人雇用に関するセミナーや外国人留学生等とのマッチングに向けた合同企業説明会を実施します。また、外国人留学生等を対象とした就労に向けた講座や、県内企業の職場見学会を開催し、県内での就職・定着を促進します。

千葉県留学生受入プログラム

健康福祉部

- ・ 県内の日本語教育機関及び介護福祉士養成施設に在籍する留学生と、受入介護施設をマッチングするとともに、介護施設が留学生の学費等を助成する場合に県がその一部を補助します。

観光・宿泊業人材確保事業

商工労働部

- ・ 観光・宿泊業の人材確保を目的に、外国人材をテーマとした観光・宿泊事業者向けセミナーやマッチング支援を実施します。

外国人材活用支援事業

令和 6(2024)年 8 月に、幕張メッセにおいて、外国人留学生等の県内での就職・定着を支援するため、県内企業とのマッチングに向けた「合同企業説明会」を開催しました。

当日は、採用に積極的な参加企業が自社の魅力についてPRを行い、各企業のブースでは、仕事の内容や勤務条件などの説明が行われたほか、特別企画として、就職活動の進め方や企業分析などについて、専門家に相談できるブースも設けられました。

参加者は、企業の採用担当者の話に熱心に耳を傾け、積極的に質問をしたり、就職活動に向けて連絡先を交換したりするなど、相互に交流を深める貴重な機会となりました。



企業から説明を受ける外国人留学生

CHIBAI 外国人材活用支援事業 外国人留学生の皆様へ

合同企業説明会

外国人材の採用に積極的な様々な企業に出会うチャンス！

当日は、それぞれの企業ブースで、会社や仕事について採用担当の方から気軽に話を聞くことができます。登録の参加をお待ちしています！

参加無料 当日参加 OK 服装自由 参加費不要

2024年 8月6日 火 幕張メッセ 国際会議場 中会議室301

11:00▶15:00
学生受付時間 10:30~14:30

対象者 外国人留学生(全学年対象)
※要申し込み

参加企業 県内企業 10~15社
※参加企業は申し込み順に決まります。

特別企画！
会場の相談ブースにて、就職活動の専門家があなただけのお話をお聞かせします！
企業ブース訪問の会場でぜひご利用ください！

050-4560-7575
info@workinchiba.pref.chiba.lg.jp
https://workinchiba.pref.chiba.lg.jp

合同企業説明会チラシ

(2)外国人採用・定着に関する支援

【背景と取組の状況】

少子高齢化に伴い、本県の生産年齢人口は、平成 12(2000)年をピークに減少しており、中小企業においては、人手不足による事業活動への影響が懸念されます。

こうした中、外国人材の受入れは重要な取組となっていますが、企業等向けアンケートなどによると、外国人材の雇用に当たっては、言語の問題をはじめ、雇用に関する手続き、住宅の確保など、企業等が単独で受入れ体制を整える余裕が十分でないといった意見があります。

一方で、外国人材を雇用することが多様な人材の採用による職場の意識改革や活性化につながるという意見や、高度外国人材を活用することが企業の成長やイノベーションにつながるという意見もあります。

令和 6(2024)年に、新たに育成就労制度を設けることを柱とする出入国管理及び難民認定法などの改正案が国会において可決・成立したことなどから、今後も外国人労働者の増加が見込まれるため、事業者をはじめとした関係団体が制度等について深く理解する必要があります。

また、成田空港の更なる機能強化に伴い、空港内従業員数は、約4万人から約3万人増となる約7万人規模となることが期待されます。

県では、外国人雇用の基礎知識や、採用に必要な手続き、外国人材の活躍・定着のノウハウ等に関するセミナーの実施や、県内企業への就職を目指す外国人留学生等と、外国人留学生等の雇用を検討する県内企業のマッチング機会の提供などを行っています。また、外国人県民にとって最も身近な行政である市町村において、外国人活躍、多文化共生施策の推進に資するよう、受入れに関する制度等についてのセミナーを実施します。

このほか、産業分野ごとに取組を行っています。

介護分野においては、高齢化の進展で介護人材の需要増大が見込まれることから、外国人介護人材の支援を専門に行う機関として「千葉県外国人介護人材支援センター」を設置し、生活や仕事上の悩みについてベトナム語や英語で相談できる相談窓口の運営や外国人介護職員の受入れを検討している事業者を対象とした説明会、外国人介護職員の交流会等を実施しています。このほか、介護職種の技能実習生の受入を行う法人等に対し、技能実習生が介護技術等を習得する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、日本語学習に係る経費を支援しています。

農業分野においては、外国人材を含む就業者の雇用条件や居住施設の整備のほか、音声通訳ツールの導入など就業環境の改善に向けた農業法人などの取組を支援しています。

成田空港の更なる機能強化に伴う人材確保については、「成田空港に関する四者協議会」が策定した「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」(令和 6(2024)年 9 月改訂版)において、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する外国人材の雇用に加え、特定技能制度を利用した外国人労働者の活用についての検討を進めることとしています。現在、国家戦略特区制度を活用し、主として成田空港に係る航空貨物取扱業務において、より柔軟に外国人材の受入れが可能となる規制緩和を提案しており、このような取組を通じて、空港内外で働く外国人材の雇用の促進を図ります。

外国人による起業については、創業予定者等が先進的なアイデア等を実現するために必要な経費に対する助成のほか、ワンストップ経営相談窓口であるチャレンジ企業支援センターにおいて相談対応を実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

今後も人材確保対策の一つとして外国人材の雇用を検討する企業は増加していくと考えられ、また多様な人材による職場の意識改革や活性化、イノベーションの促進などを図るために外国人材の活躍を求める企業もあることから、こうした企業が円滑に外国人材を雇用できるようにすることが重要です。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 県内における企業等での外国人材の受入れや外国人の起業が円滑に進むよう、雇用等の環境整備への支援を行い、幅広い分野での外国人材の活躍を促進します。
- ・ 多様性尊重の意義を県政の各分野にしっかりと浸透させるとともに、県民や事業者等と広く共有します。
- ・ 外国人材が企業で円滑に働くことができるよう、「やさしい日本語」の活用など受入れ体制の整備への支援に努めます。
- ・ 育成就労制度について、国の関係機関と連携しながら、制度理解への取組を進めていきます。

主な事業

外国人材活用支援事業【再掲】

商工労働部

- ・ 県内中小企業における外国人材の円滑な受入れを支援するため、外国人雇用に関するセミナーや外国人留学生等とのマッチングに向けた合同企業説明会を実施します。また、外国人留学生等を対象とした就労に向けた講座や、県内企業の職場見学会を開催し、県内での就職・定着を促進します。

多様性尊重に関する普及啓発事業

総合企画部

- ・ 多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発するとともに、多様性尊重に関する事業者の取組を後押しするよう企業向けセミナーを実施します。

育成就労制度等に関するセミナー

総合企画部

- ・ 育成就労制度等の説明とともに、外国人材活用に関する今般の動向等について、外国人県民にとって最も身近な行政である市町村の職員向けにセミナーを実施します。

千葉県留学生受入プログラム【再掲】

健康福祉部

- ・ 県内の日本語教育機関及び介護福祉士養成施設に在籍する留学生と、受入介護施設をマッチングするとともに、介護施設が留学生の学費等を助成する場合に県がその一部を補助します。

千葉県外国人介護人材支援センター運営事業

健康福祉部

- ・ 外国人介護職員等に対する相談・支援等を一元的に行う「千葉県外国人介護人材支援センター」を設置します。

介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業

健康福祉部

- ・ 介護職種の技能実習生を受け入れ、日本語学習を実施する県内の介護施設・事業所に対し、日本語学習に係る経費の補助を行います。

企業の雇用状況やニーズに応じた適切な情報提供

商工労働部

- ・ 高度外国人材を活用する意義やメリットを解説するセミナーを実施します。また、アンケートで参加者のニーズを吸い上げ、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)が行う高度外国人材の採用拡大や定着促進に向けた伴走型支援につなげます。

観光・宿泊業人材確保事業【再掲】

商工労働部

- ・ 観光・宿泊業の人材確保を目的に、外国人材をテーマとした観光・宿泊事業者向けセミナーやマッチング支援を実施します。

農業労働力対策事業

農林水産部

- ・ 農業労働力の確保に向け、県及び関係機関による戦略会議を開催するとともに、外国人材を含む就業者の雇用条件や居住施設の整備のほか、音声通訳ツールの導入など就業環境の改善に向けた農業法人などの取組を支援します。

漁業現場における労働環境改善推進事業

農林水産部

- ・ 漁業現場において多様な担い手を受け入れていくため、漁業者の労働環境の改善を推進する取組を支援します。

ちば創業応援助成金事業

商工労働部

- ・ 主たる事業を県内で行おうとする創業予定者や県内で創業後5年未満の中小企業のうち、一定の条件を満たす者に対して、先進的なアイデア等を実現するために必要な経費について、千葉県産業振興センターを通じた公募による助成を行います。

2 地域の担い手としての活躍

(1)多文化共生意識の醸成

【背景と取組の状況】

言葉による意思疎通が十分にできないことや、お互いの文化や生活習慣などに対して理解が進まないことから、外国人県民と日本人県民との間で同じ地域住民としてのつながりが生まれず、外国人県民が孤立する要因となっています。

出入国在留管理庁の令和 5(2023)年度「在留外国人に対する基礎調査」によると、5割以上の外国人が孤独を感じていると回答しています。

また、平成 27(2015)年に国連で採択された持続可能な社会づくりの国際目標であるSDGsとして、「誰一人取り残さない」社会が挙げられています。

こうした状況を踏まえ、活力ある地域社会を維持していく上で、多文化共生は重要な理念であり、お互いの人権、文化、宗教、生活習慣等を理解し尊重するための意識啓発を図る必要があります。また、外国人県民と接し、支援する立場にある行政や教育、医療・福祉等の関係者にも、こうした多文化共生意識をもって取り組むことが求められます。さらに、草の根レベルの異文化交流を行うことで、外国人県民と日本人県民との間で個人的で継続的な人間関係が生まれ、多文化共生意識が醸成されることが期待できます。このことは、日本人県民と外国人県民が共に安心して暮らすことにもつながるものと言えます。

県では、千葉県国際交流センターをはじめとする国際交流・協力団体との連携・協力により、県民の多文化共生についての理解に資するセミナーや、外国人県民に関する人権意識の啓発のため、人権啓発指導者の育成や人権啓発活動事業等の取組を実施しています。

また、児童生徒が多様な文化を認め合う国際社会の担い手として成長できるよう、国際教育交流を推進し、各学校が様々な国の子どもたちとの交流を実施しています。

さらに、ダイバーシティの考え方を社会全体に浸透させるためには、行政職員の一人ひとりの理解を一層深めていくことが必要であることから、市町村等の職員向けのセミナーを実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

多文化共生についての理解や外国人県民に対する人権意識の啓発活動等への参加は、普段から関心をもつ方に限られる傾向にあるため、これまでこうした機会に参加したことがない県民など、より多くの県民が参加し、異文化理解を深められるよう努めていく必要があります。外国人の人権については、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が今もなお解消されていないことから、偏見や差別をなくしていく必要があります。

多様性を尊重することの意義を県政の各分野にしっかりと浸透させるとともに、県民や事業者等と広く共有していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ より多くの県民が多文化共生に関する理解を深め、言語や文化等が異なる県民同士の共生に向けた意識が生まれるよう、参加者の掘り起こしや魅力ある国際理解プログラムづくりにより、啓発活動の充実に努めます。
- ・ 言語や文化等の違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会を実現するため、外国人の人権に関する交流イベントやシンポジウムを開催し、人権意識の普及を進めます。
- ・ 市町村や自治会・町内会、ボランティア団体・NPO 等と連携し、外国人県民と日本人県民が、近所付き合いや地域活動等の地域に密着した場面で、同じ地域社会の一員としての意識を涵養し、交流を深めていけるよう啓発に努めます。
- ・ 多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発を実施します。

主な事業

<相互理解のための啓発の実施>

国際理解セミナー

総合企画部

- ・ 県民、民間国際交流団体等を対象に、国際理解の促進、グローバル人材の育成、国際交流・協力活動の促進等に役立つセミナーを開催します。

持続可能な地域づくりに向けた連携推進事業

総合企画部

- ・ SDGs を推進するため、その理念や具体的な取組について、県民、市町村、企業等に対し効果的な普及啓発事業を実施します。

多様性尊重に関する普及啓発事業【再掲】

総合企画部

- ・ 多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発するとともに、多様性尊重に関する事業者の取組を後押しするよう企業向けセミナーを実施します。

<外国人に関する人権の啓発・保護>

人権啓発指導者養成講座事業

健康福祉部

- ・ 職場や地域の人権啓発のリーダーを育成するため、外国人に関する人権をテーマに含めた短期集中型の講座を開催します。

人権ユニバーサル事業

健康福祉部

- ・ 言語や文化等の違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来につなげていくため、外国人に関する人権をテーマに含めた交流イベント、講演会、研修会、シンポジウム等の人権啓発活動事業を実施します。

ちば人権出前講座・人権問題講師紹介事業

健康福祉部

- ・ 全ての人々が自分らしい生き方のできる社会を実現し、差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、地域・企業・NPO・行政機関等が外国人の人権をテーマに含む研修会・講習会を開催するにあたり、講師を紹介します。

<国際交流の促進>

各学校における国際教育交流の推進

教育庁

- ・ グローバル人材の育成に向け、児童生徒の異文化理解を深めるとともに、県立学校の取組をホームページ等で紹介し、国際教育交流を推進します。

幕張アジアアカデミー事業

総合企画部

- ・ 県内高校生のアジア及び海外への関心・国際理解を深めるため、アジア経済研究所と連携し、同研究所の研修生として来日中のアジア・アフリカの行政官を、県内公立・私立高校に派遣し、英語で自国文化等について特別講義を行います。

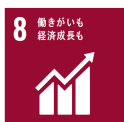
「SDGs」とは？

「持続可能な開発目標」のことで、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

国の SDGs推進本部が令和5(2023)年に改定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」では、地方自治体の様々な計画に SDGsの要素を反映することなどが期待されています。

千葉県外国人活躍・多文化共生推進プランは、主として SDGsが掲げる以下の目標に貢献するものと考えられます。



(2)外国人県民の活躍の場づくり

【背景と取組の状況】

将来にわたり地域の活力を維持できるよう、外国人県民と日本人県民が共に地域で活動・活躍していくためには、外国人県民と日本人県民とが実際に交流・協働をしながら「顔の見える関係」を築いていくことが重要です。具体的な交流・協働の場として、地域行事だけでなく、清掃活動や公共花壇の整備等、地域づくりのための活動に外国人県民の参加を促していくことが考えられます。

一方で、第64回県政に関する世論調査(令和4(2022)年度)では、「日常生活の中で外国人住民と接する機会がない」と回答した県民の割合は45.7%であり、外国人県民と日本人県民とのコミュニケーションの場がまだまだ少ないと考えられます。

また、外国人県民と周辺の日本人県民との間で、生活に伴うトラブルが発生している地域では、交流・協働の場を通して外国人県民と地域とのつながりづくりを支援することで、こうしたトラブルの解消に役立つことも期待されています。

さらに、外国人県民が、日本人県民と異なる文化的背景から地域社会を見つめ、これまで気づかれなかった地域の魅力を発掘・発信したり、福祉や災害等の地域活動の担い手として活躍することが期待されています。

県では、こうした交流・協働を促すため、市町村や国際交流協会等に対する先進的事例の紹介や外国人県民を対象とした地域イベント等の情報提供を行っています。また、災害時の外国人県民の支援等を担う人材の養成を行っています。

養成した人材に対しては、千葉県国際交流センターの国際交流ボランティア制度を通じて活動の場を紹介しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

外国人県民と日本人県民との相互理解を図るためのコミュニケーションの場が少ないため、こうした場をどのようにして提供していくか、また参加者が限られる中、関心が低い人をどのように参加につなげるかが課題となっています。

また、外国人県民が、多様な文化的背景による視点をもって地域の取組に関わったり、自発的に地域の魅力を発掘・発信していくような仕組みづくりが望まれます。特に、増加する外国人県民の意見を県政に反映させるため、チーバくんグローバルパートナーズには引き続き県や関係団体のイベント等への積極的な参加が望まれます。

災害時外国人サポーターなど、外国人県民の参加が望ましいボランティアがある一方で、参加が少ないという課題もあります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 千葉県国際交流センターや市町村、市町村国際交流協会と連携しながら、地域行事や文

化活動、清掃活動等の地域づくり活動、さらには防災活動等の共助活動への外国人県民の参加を促します。

- ・ 市町村等との連携により、地域における住民同士の交流・協働に係る先進的な取組やイベントを周知し、各地域での交流・協働の場づくりを促進します。
- ・ 外国人県民の多様な文化的背景による視点を活用し、県施策へ協力いただくなど、活躍の場を作ります。特にチーバくんグローバルパートナーズ制度の積極的な周知により、県政における活躍の場を増やしていきます。
- ・ 各種ボランティアの養成や活動の場の紹介等を通じ、地域活動を担う外国人材の育成に努めます。

主な事業

<外国人県民と日本人県民が協働する機会の創出>

国際交流・協力等ネットワーク会議

総合企画部

- ・ 市町村、市町村国際交流協会、ボランティア団体・NPO 等の関係団体の参加の下、地域における交流・協働事例等の紹介や外国人講師等によるミニセミナー、分科会での意見交換等を行います。

<地域社会の担い手としての外国人県民の育成>

災害時外国人サポーター養成講座

総合企画部

- ・ 災害時に、主に避難所にいる外国人県民への多言語での情報提供やニーズの聞き取りを行うボランティアを養成します。

ボランティア活動機会の提供

総合企画部

- ・ 国際交流や多文化共生の分野でのボランティア活動に積極的な県民を対象に、ボランティア養成を行うとともに、千葉県国際交流センターの国際交流ボランティア制度を通じて活動の場を紹介します。

<外国人県民による情報発信等の支援>

「チーバくんグローバルパートナーズ」運営事業

総合企画部

- ・ 県内在住等の外国人を県の施策へ協力する「チーバくんグローバルパートナーズ」に任命し、外国人県民の視点を暮らしやすい県づくりに活かします。

チーバくんグローバルパートナーズ

県では、令和 2(2020)年度から、外国人県民の視点を県の施策に活かすため、「チーバくんグローバルパートナーズ」を任命し、県の施策についての意見提案や情報発信等の協力、県の様々な行事等への参加を通じて、暮らしやすい県づくりに関わっていただいています。

パートナーズの皆様とは、毎年、意見交換会を開催しています。令和 6(2024)年 8 月に行われた意見交換会では、「日本の地域社会での交流」について意見交換を行ったほか、本プランについてもご意見をいただきました。

パートナーズの皆様からは、「(日本で暮らすことについて、)言葉の違いに加えて、文化・ルールの違いによって苦勞することがある」、「国籍にかかわらず、日本人と外国人が交流できるイベントや外国人同士が交流する場がもっとあるとよい」といったご意見がありました。



任命式



意見交換会

1 コミュニケーション支援

(1)日本語や生活ルール等を学ぶ地域日本語教育の充実

【背景と取組の状況】

千葉県国際交流センターの調査によると、令和6(2024)年4月現在で県内54市町村のうち、39の市町において自治体や国際交流協会、ボランティア団体・NPO等が主催する日本語教室(以下「地域日本語教室」という。)が開設されています。

外国人県民が地域の一員として暮らしていくためには、日本語や生活ルール等を習得するとともに日本の文化を理解することが重要であり、生活者としての日本語学習などを支援する地域日本語教育の取組を充実させる必要があります。

令和元(2019)年6月には、「日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)」が施行されました。これにより、国内で生活する外国人が日本語を習得できるよう、国や地方公共団体が日本語教育の推進に関する施策を実施すること等が定められました。

令和5(2023)年5月には、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)」が成立し、令和6(2024)年4月から、「認定日本語教育機関」や「登録日本語教員」の制度が始まりました。これにより、日本語の学習を希望する方々や、外国人材の受入れを希望する企業に対する適切な日本語教育機関を選択できる機会の提供などが期待されます。

県では、令和3(2021)年3月に策定した「千葉県地域日本語教育推進事業プラン」に基づき、地域日本語教室などで新たに日本語教育を行う人材の育成、日本語教育が行われていない地域における日本語教育の場の立ち上げ支援などの取組を実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

外国人県民の増加により地域日本語教室の利用が増え、教室側の負担が増大している一方で、地域日本語教育の担い手の高齢化や人手不足への対応といった課題があります。

また、これまでの取組により、地域日本語教室が開設されている県内の市町村数は増加していますが、依然として地域日本語教室が開設されていない市町村もあり、日本語教育を受けられない空白地域が生じています。

なお、本県の特徴として、県内在留外国人に占める在留資格「家族滞在」の割合が11.0%

と全国1位(2位は埼玉県の10.7%)であることが挙げられ、現在も増加傾向にあります。

このような帯同家族のうち、特に配偶者などは、地域社会とのつながりが弱く、日本語を学ぶ機会が得られにくいケースも多いと考えられます。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 「千葉県地域日本語教育推進事業プラン」に基づき、地域日本語教育の県内各地での実施体制を整備します。
- ・ 地域日本語教育の担い手の高齢化や人手不足に対応するため、新たな担い手を育成します。
- ・ 地域日本語教室の新規設置や運営に係る課題解決などのため、日本語教育機関等や地域日本語教室間の交流を促進し、連携の強化を図ります。
- ・ 地域日本語教育の推進に当たっては、オンライン日本語教室など、デジタルツールを活用した形式での実施等により、外国人県民がよりアクセスしやすい体制を整備します。
- ・ 帯同家族のうち特に配偶者など、日本語を学ぶ機会が得られにくいと考えられる方々への基礎日本語教育の推進に努めます。
- ・ 外国人県民に対しては、日本語教育に関する情報提供を行うとともに、日本語を学ぶ重要性等の周知に努めます。

主な事業

地域日本語教育推進事業

総合企画部

- ・ 地域日本語教育の県内各地での実施体制を整備するため、地域日本語教育人材の育成や市町村・日本語教室への支援等を実施します。

地域日本語教室に関するホームページ等による情報提供

総合企画部

- ・ 日本語を学びたい外国人県民向けに、県内の地域日本語教室の情報を千葉県国際交流センターのホームページ等にて提供します。

外国籍の子供の日本語学習等支援事業

総合企画部

- ・ 外国籍の子どもが地域の一員として暮らし活躍できるよう、高校進学に必要な日本語や教科の指導に取り組むNPO等への支援を行います。

「日本語教育の推進に関する法律」とは？

日本で生活する外国人が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、令和元(2019)年6月に施行された法律です。

外国人等の幼児、児童、生徒や留学生、被用者等に対し、日本語教育を受ける機会を最大限確保することを基本理念としています。

そのため、日本語教育の推進に関し、国、地方公共団体の責務として、日本語教育の推進に関する施策を策定して実施することや、事業主の責務として雇用する外国人等及びその家族に対して日本語学習の機会を提供するよう努めることなどが定められています。

県では、この法律が施行されたことを受け、令和3(2021)年3月に「千葉県地域日本語教育推進事業プラン」を策定し、地域日本語教育を推進しています。

外国籍の子供の日本語学習等支援事業

県では、令和 6(2024)年度から、義務教育年齢を超過した外国籍の子どもが高校に就学できるよう、日本語や教科の指導、受験準備など、入学試験に向けた指導を行う団体への補助を行っています。

令和 6(2024)年度の補助団体である「NPO 法人多文化フリースクールちば」では、日本語、数学、英語の授業のほか、小論文や面接対策、進路相談などを行っています。

様々な国籍を持った子どもたちが教室に集まり、先生と一緒に、日々、高校への進学を目指して、勉強しています。



NPO 法人多文化フリースクールちばの日本語クラスの様子

(2)「やさしい日本語」の普及

【背景と取組の状況】

外国人県民が地域の一員として暮らしていくためには、日本語や生活ルール等を習得するとともに日本の文化を理解することが重要である一方、日本語を母語とする県民の側では、必要に応じ、「やさしい日本語」等を使用して外国人とのコミュニケーションを図ることなどが望まれます。

また、近年、外国人県民の出身国・地域が多様化する中、多言語対応には限界があることから、より一層「やさしい日本語」の普及が求められます。

県では、「やさしい日本語」について、市町村職員等向けの研修会の開催により普及を促進しています。また、日常生活の中で必要な行政情報を「やさしい日本語」で提供する取組を進めています。

【取組上の課題と今後の方向性】

これまで、県や市町村等における「やさしい日本語」の普及に向けた取組を行ってきましたが、いまだ社会全体に浸透しているとはいえない状況にあります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 千葉県国際交流センターをはじめとした関係機関との連携や研修会の開催等により「やさしい日本語」の普及を促進します。
- ・ 外国人県民の生活に特に必要な情報などについて、県ホームページや各種パンフレット類の「やさしい日本語」化を促進します。

主な事業

「やさしい日本語」基礎研修の開催

総合企画部

- ・ 県や市町村職員の外国人等への対応能力を向上するため、「やさしい日本語」の基礎知識を学ぶ研修を実施します。

「やさしい日本語」による情報提供

総合企画部

- ・ 県ホームページに多言語(10 言語)や「やさしい日本語」による外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。

「やさしい日本語」とは？

表現や文の構造を簡単にしたり、難しい言葉を言い換えたり、漢字にふりがなを振ったりすることなどによって、相手に配慮した、分かりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人のほかにも、子どもや高齢者、障害のある人など、多くの人に日本語を使って分かりやすく伝えようとするものです。

やさしい日本語は、平成 7(1995)年の阪神・淡路大震災で、外国人が災害時に必要な情報を十分に受け取れなかったことをきっかけに、弘前大学の佐藤和之氏らの研究グループにより、「減災のための『やさしい日本語』」として、考案、研究されてきました。

現在では、災害時のみならず平時における情報提供の手段として活用が広がっており、公共放送のニュースサイト等でも使用されています。

また、書き言葉に限らず、外国人との会話の中で、話し言葉としても使用することにより、円滑なコミュニケーションが期待できます。

【「やさしい日本語」言い換え例】

① 難しい言葉

- ・「所得税」…「収入(働いてもらった給料など)から国に払う税金」
- ・「賃貸契約」…「家を貸す人と借りる人の約束」

② 外来語

- ・「プレゼンテーション」…「発表」
- ・「メンタルヘルス」…「心の健康」

③ 敬語表現

- ・「お越してください」…「来てください」
- ・「ご返送ください」…「送ってください」

【参考ウェブサイト】

文化庁ホームページ「在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインほか」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html

(3)行政相談窓口の多言語対応・多言語や「やさしい日本語」による情報提供

【背景と取組の状況】

外国人県民の中には、日本語によるコミュニケーションが難しく、行政への相談等に困難を抱える方もいるため、多言語で相談できる体制の整備が求められます。

近年の外国人県民の増加に伴い、出入国や法律・制度等に関する相談など、相談内容が多様化・複雑化する傾向にあります。

また、インターネットや各種の資料により提供される県政情報や生活情報も外国人県民が日本のルールや社会制度を正しく理解し、生活していく上で重要であり、多言語や「やさしい日本語」による情報提供が必要です。

県では、外国人県民向け相談窓口の充実や専門相談の実施、相談員の派遣等により多様な相談ニーズに対応しています。また、外国人県民への情報提供のため、生活ルールや税金、国民健康保険料等の支払いなどの各種手続きに関する情報を含む外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」における対応言語の拡充や「やさしい日本語」化、県ホームページの多言語化、各種パンフレット類の多言語表記等、日常生活を送る上で必要性の高い行政情報を中心に、多言語化や「やさしい日本語」化の取組を進めています。

【取組上の課題と今後の方向性】

各分野の相談窓口において、多言語対応が困難なケースが少なくないため、十分な相談対応を行う上での妨げとなっています。

また、各種行政手続きの窓口では、音声通訳ツールや国の通訳支援制度などの活用が十分でないケースも見られます。

加えて、県や市町村等の窓口や行政情報の提供における「やさしい日本語」の普及は、いまだ十分とは言えない状況にあります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 外国人相談窓口では、多言語対応や専門相談の実施、相談員向けの研修などを通じて、相談対応能力の向上や相談件数の増加への対応を図ります。
- ・ 各種行政手続きの窓口では、音声通訳ツールや国の通訳支援制度の活用、「やさしい日本語」の普及などにより、外国人県民への対応能力の向上に努めます。また、国の通訳支援制度については現場での活用が進むよう周知を図ります。

- ・ 外国人県民がより多くの生活情報を入手し、日本のルールや社会制度等を正しく理解するとともに、生活の質の向上につなげられるよう、県ホームページや各種パンフレット等において行政情報の多言語及び「やさしい日本語」による提供を拡充します。

主な事業

<相談窓口の整備・行政手続の支援>

外国人相談事業

総合企画部

- ・ 外国人が安全で安心な暮らしができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を設置します。また、弁護士や行政書士による外国人向け専門相談を実施します。

外国籍DV被害者等支援事業

健康福祉部

- ・ 外国籍DV被害者等に対して、援助に必要な母語等の通訳派遣を行います。

県営水道の窓口における多言語対応体制の推進

企業局

- ・ 外国人からの問い合わせ等に対応できる体制を構築するため、県水お客様センターにおいて、外国語通訳(英語)を配置します。

警察行政事務に関する多言語対応の推進

警察本部

- ・ 多言語による「外国語基本的会話集」を活用し、警察署窓口や交番等において、日本語によるコミュニケーションの難しい外国人からの届出等に対して、届出内容等を早期に把握し適切な対応ができる環境を整備します。

<多言語や「やさしい日本語」による生活情報等の提供>

外国語による生活情報提供事業

総合企画部

- ・ 県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供します。また、多言語(10言語)や「やさしい日本語」による外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。

県ホームページにおける機械翻訳機能の運用

総合企画部

- ・ 県ホームページ内の全ページを対象に自動翻訳機能を運用し、8言語での情報提供を行います。

受動喫煙対策の推進

健康福祉部

- ・ 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の標識について、表記する言語の対訳表を県ホームページに掲載します。

県営水道のしおりの多言語表記化の推進

企業局

- ・ 「水道のしおり」において、手続きや問合せ先についての情報を多言語により掲載します。

県立図書館における外国語資料収集・外国語利用への対応

教育庁

- ・ 外国語の図書・新聞・雑誌等の外国語資料の収集・提供や、県立図書館ホームページでの外国語による利用案内と検索ページの提供、外国語と「やさしい日本語」による施設利用案内の配付を行います。

県立博物館・美術館ホームページ・パンフレットの多言語化

環境生活部

- ・ 様々な国・地域の外国人が、本県の自然と歴史、文化への理解を深められるよう、県立博物館・美術館ホームページ及びパンフレット等の更なる多言語化に対応します。

「相談サポートコーナー」における多言語対応

警察本部

- ・ 警察活動に関する相談に対応している「相談サポートコーナー」において、多言語対応(10言語)を行います。

県警ホームページにおける外国語ページの運用

警察本部

- ・ 県内に居住又は来訪する外国人に向けて、国内法規の遵守事項、各種申請方法、相談要領等について記載された外国語ページ(4言語)を運用します。

警察施設等への外国語表記

警察本部

- ・ 窓口機能のある警察施設や警察車両、警察官の被服等に英語表記を行い、外国人県民からの認知度を高めます。

多文化共生における「3つの壁」とは？

多文化共生を推進するに当たって、「3つの壁」が存在するといわれています。

1つ目は、「言葉の壁」です。外国人の中には、日本語でのコミュニケーションが得意でなく、生活に必要な情報を得られにくい人がいます。

2つ目は、「制度の壁」です。出身国・地域と日本とで文化やルール・制度が違うために、就労、教育、住宅、医療、保健、福祉など、様々な分野で、外国人が不利な状況に置かれたり、適切なサービスを受けられなかったりすることがあります。

3つ目は、「心の壁」です。言葉や文化などの違いによる偏見から、外国人とのコミュニケーションが避けられることがあります。

県では、「3つの壁」を解消するため、様々な主体との連携により、外国人が日本語を学ぶ機会を提供するほか、多言語や「やさしい日本語」によるコミュニケーション支援、日本人と外国人相互の理解を深める多文化共生意識の醸成に関する取組などを行っています。

2 子どもの教育環境の整備

【背景と取組の状況】

本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒は、令和5(2023)年5月時点で3,381人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も544人在籍しており(文部科学省「令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」、両者を合わせた「外国人児童生徒等」の在籍人数3,925人は、前回調査時(令和3(2021)年度)の2,633人と比べ、約5割増加しています。

日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、日常会話ができて、学年相当の学習言語力(学習に必要な言語能力)が十分でない場合があるために、学習活動への参加に支障が生じ、これによって学習意欲の低下や学校への不適応、周囲の児童生徒からの疎外等につながる場合があります。

また、保護者についても、日本語によるコミュニケーション力が十分でないため、学校との意思疎通に問題を抱えることがあるほか、教育に対する考え方や文化の違いのために学齢期になっても子どもを義務教育諸学校や外国人学校等、いずれの学校にも通わせない不就学の問題も生じており、本県では、令和5(2023)年5月時点で41人の子どもが不就学状態にあると確認されています(文部科学省「令和5年度外国人の子供の就学状況等調査」)。

さらに、日本語でのコミュニケーション力が十分でない外国人児童生徒等にとって、高等学校への進学や卒業はより困難となり、就職等、社会生活を送る上で不利な状況に置かれる傾向にあります。

県では、令和6(2024)年3月に改訂された「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」に基づき、日本語指導体制の構築や日本語指導担当教員等の資質・能力向上のための研修機会の拡充、不就学児童生徒への対応を図っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の増加に対し、教育相談員の派遣日数や時間数が不足しているほか、教育相談員の人選を行う各学校の間で、人材についての十分な情報連携がないなど、人材の確保が課題となっています。

公立小中学校に就学を希望する子どもに関する手続は、市町村教育委員会が主体となっ
て行われますが、市町村内の関係部局等との間で、その状況や課題等について、更なる情報共有が必要です。

今後は、帯同家族の増加に伴い、義務教育年齢を超過した外国籍の子どもの増加が見込まれることから、そのような子どもへの支援体制の充実が課題となります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

<外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実>

- ・ 拠点校等の事例やモデルの普及等により、外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実に努めます。
- ・ 拠点校を中心として、学校間の連携を深め、指導方法や支援体制のより一層の充実に向けて活発な情報交換を行います。
- ・ 外国人児童生徒等における指導方法及び教材等の作成・見直しや ICT の活用により、指導内容の充実に努めます。
- ・ 幼稚園及び認定こども園において、海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児について、個々の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行えるよう、幼児教育アドバイザーの派遣や幼児教育関係研修に取り組みます。

<教員・指導員等の養成・確保>

- ・ 教員・相談員等の配置拡充や市町村における好事例の紹介や支援員等の情報共有、研修の取組により、外国人児童生徒等教育の充実に努めます。
- ・ 行政関係者、日本語指導が必要な児童生徒の支援を行っている教員や通訳ボランティア等を対象に、情報・意見交換、研修会などを実施することで、資質向上に努めます。

<就学の促進・キャリア形成支援等>

- ・ 市町村教育委員会との間で、先進的な取組事例を共有するなど、就学に係る支援体制の更なる充実に努めます。
- ・ 外国人児童生徒等の受入れに関して、教育庁ホームページに就学案内や手続等を掲載するなど、情報提供に努めます。
- ・ 教員・相談員等のほか、民間団体・企業等と連携して、外国人児童生徒等のキャリアビジョンの形成を支援し、就学・進学・就職の支援の充実を図ります。
- ・ 地域日本語教室や外国人児童生徒等を支援対象とする民間団体の活動を促進し、外国人児童生徒等の学習環境の充実を図ります。

主な事業

外国人児童生徒等教育補助事業 教育庁

- ・ 市町村に対し、外国人児童生徒等相談員の配置、運営連絡協議会の開催、拠点校による支援体制の研究及び成果の普及に係る費用について補助を行います。

外国人児童生徒等教育相談員派遣事業 教育庁

- ・ 日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が在籍する県立学校に対して、生徒の母語を理解する者を、外国人児童生徒等教育相談員として派遣し、日本語指導や日本の生活への適応指導等の支援を行います。

外国人児童生徒等の教育に関する連絡協議会や研修の開催 教育庁

- ・ 日本語指導を行っている学校の担当者や市町村教育委員会担当者、各学校へ派遣されているボランティア等を対象とした連絡協議会や、日本語指導担当教員を対象とした日本語指導の在り方や課題、より良い方法等についての研修を開催します。

拠点校への支援 教育庁

- ・ 外国人児童生徒等教育の在り方、他校への支援の方法等の調査や研究を実施する拠点校に対して、教育相談員コーディネーターを派遣し、外国人児童生徒等に手厚い支援体制を構築するとともに、日本語指導、長期的な支援計画の策定、卒業後の進路相談等についてノウハウを蓄積し、他校からの要請・相談に対応できる体制づくりを行います。

「学校からのおたより」推進事業 総合企画部・教育庁

- ・ 学校関係者と日本語を母語としない外国人児童生徒等の保護者との意思疎通を図るため、県や関係者の協力の下、千葉県国際交流センターが作成した「学校からのおたより」（学校システムの概要及び保護者あての連絡文書集、7言語）を県内の小中学校等で活用します。

外国籍の子供の日本語学習等支援事業【再掲】 総合企画部

- ・ 外国籍の子どもが地域の一員として暮らし活躍できるよう、高校進学に必要な日本語や教科の指導に取り組む NPO 等への支援を行います。

各学校における国際教育交流の推進【再掲】 教育庁

- ・ グローバル人材の育成に向け、児童生徒の異文化理解を深めるとともに、県立学校の取組をホームページ等で紹介し、国際教育交流を推進します。

- ・ 県内高校生のアジア及び海外への関心・国際理解を深めるため、アジア経済研究所と連携し、同研究所の研修生として来日中のアジア・アフリカの行政官を、県内公立・私立高校に派遣し、英語で自国文化等について特別講義を行います。

3 防災・防犯・交通安全対策の推進

(1)防災情報の多言語化・「やさしい日本語」化と災害時の支援体制づくり

【背景と取組の状況】

外国人県民が大規模災害に遭遇した場合、災害時に使われる日本語が十分理解できないために災害情報や避難場所等に関する情報を得られない可能性があるほか、避難した後も、言葉だけでなく文化や生活習慣等の違いから、避難所での生活に困難が生じることもあります。また、地震等の災害を経験したことがなく、災害の特性や防災という考え方になじみのない方々もいるため、日頃の情報提供や啓発が必要です。

他方で、外国人県民が正しい防災知識を身につけることで、防災活動等を自ら行うことが期待できることから、災害発生時の円滑な自助・共助体制を構築するため、外国人県民を地域防災活動の担い手として育成していく必要があります。

県では、多言語化した防災啓発パンフレットによる平時からの周知や、防災ポータルサイトでの多言語や「やさしい日本語」による防災情報の提供を実施しています。また、避難所の外国人県民被災者に対して多言語で情報提供等を行うボランティア(災害時外国人サポーター)の養成、「千葉県災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

災害時の外国人支援については、千葉県国際交流センターや避難所を設営する市町村、市町村国際交流協会と連携した運営体制の充実強化を図ることが重要です。

外国人県民の防災活動への参加はごく一部に限られており、今後参加者を広げるための取組が必要です。また、より多くの外国人県民が防災情報にアクセスできるよう、関係機関の協力を得ながら広く周知を行う必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 外国人県民に対する防災知識の普及及び外国人県民向けの防災訓練の実施を推進します。
- ・ 災害時多言語表示シートの普及に努め、避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化及び「やさしい日本語」化を推進します。
- ・ 災害時の多言語や「やさしい日本語」による情報提供及び相談窓口等について、千葉県国際交流センターや市町村、関係団体等と連携した支援体制づくりを進めます。
- ・ 災害時に避難所等で外国人に必要な情報を届け、相談に応じる災害時外国人サポーターについて、これまで県と連携した講座を開催していない市町村に対し開催を積極的に

働きかけるなど、災害時の外国人支援活動の担い手を養成します。

主な事業

外国人県民向け防災啓発パンフレット

防災危機管理部

- ・ 外国人県民を対象に、地震・風水害等の災害の仕組みや、災害への備え等について、英語、中国語、韓国語により解説したパンフレットを配布します。

防災ポータルサイトの多言語化

防災危機管理部

- ・ 外国人県民も含めた全ての県民が防災ポータルサイトを利用して必要な防災情報を収集できるよう、県内の気象情報、避難情報等を6言語で掲載します。

災害時外国人サポーター養成講座【再掲】

総合企画部

- ・ 災害時に、主に避難所にいる外国人県民への多言語での情報提供やニーズの聞き取りを行うボランティアを養成します。

災害時多言語支援センターの設置・運営

総合企画部

- ・ 大規模災害の発生時に、日本語が十分に理解できず困難に陥る外国人を支援するため、多言語での情報提供や避難所へボランティア派遣等を行う「千葉県災害時多言語支援センター」を設置・運営します。

千葉県災害時多言語支援センター設置・運営訓練

県では、令和2(2020)年度から、災害時に日本語が十分に理解できず様々な困難に直面する外国人県民を支援するため、多言語での情報提供や避難所へボランティア派遣等を行う「千葉県災害時多言語支援センター」を設置・運営する体制を整備しています。

そのため、令和4(2022)年度からは、より実践的に、市町村・県それぞれで多言語支援センターが開設された場合を想定して、両者間で連携しながら、主体的に行動できるよう、「千葉県災害時多言語支援センター設置・運営訓練」を実施しています。

令和6(2024)年8月に実施された訓練では、県、市町村、市町村国際交流協会の職員が参加し、実際に災害が発生した時に十分な支援が行えるよう、ロールプレイを行いました。



訓練の様子

(2)防犯や交通安全に関する規範意識の醸成

【背景と取組の状況】

安全で安心な地域社会を実現する上で、住民一人ひとりの防犯と交通安全に対する意識の向上は欠かせない取組ですが、日本の法令やルールに不案内な外国人県民に対しては、より一層の周知啓発が必要と考えられます。

防犯に関しては、日本語によるコミュニケーション力が十分でない外国人が犯罪のターゲットにされる例も見受けられ、県内の刑法犯認知件数に占める外国人被害者の件数割合は、平成30(2018)年の1.9%から令和5(2023)年の2.7%へと上昇しています。一方で、日本の法令をよく知らず、外国人県民を利用した犯罪に巻き込まれる恐れもあることから、防犯意識を高めるための啓発が必要です。

交通安全については、日本と母国との間で交通ルールの相違があったり、日本語によるルールの理解が困難である場合に、交通違反をしてしまったり、交通事故に巻き込まれたりする恐れがあります。県内における外国人が関係する交通人身事故は、平成30(2018)年の540件から、令和5(2023)年には679件と、増加傾向にあります。

県では、防犯対策や交通安全に関する啓発チラシの多言語化や「やさしい日本語」化、外国人県民向けに防犯講話・イベント等を実施しています。

また、交通違反取締業務において、対象となる外国人県民に取締りや処分に関する説明が的確に伝わるよう、多言語化した資料を作成・配布しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

防犯に係る意識啓発にあたっては、近年の治安情勢を踏まえ、特に啓発の必要性が高い項目を選定し、啓発資料等の作成を進める必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 防犯や交通安全に係る意識啓発の各取組について、外国人労働者の増加など今後の外国人県民を取り巻く情勢や反響を見ながら、必要な多言語対応や啓発内容の見直しを図ります。

主な事業

多言語交通安全啓発リーフレット

環境生活部

- ・ 日本の交通ルールや交通マナーを紹介するリーフレットを多言語(7言語)で作成し、市町村等に広く配布するほか、県ホームページに掲載します。

外国人県民向けステッカー及びDV対策用リーフレット

警察本部

- ・ ステッカー及びDVに関する外国語リーフレットを多言語(ステッカーは8言語、DVは10言語)で作成し、県警ホームページに掲載するほか、警察署で配布します。

外国人県民保護者向けリーフレット

警察本部

- ・ 少年の非行、被害防止に関するリーフレットを多言語(3言語)で作成し、非行防止教室等で配布し、保護者等と連携した規範意識の醸成を推進します。

外国人県民向け自転車ルール広報啓発チラシ

警察本部

- ・ 自転車のルールに関する広報啓発チラシを多言語(5言語)で作成し、警察署で配布します。

交通違反取締業務に関する多言語対応体制の推進

警察本部

- ・ 外国人県民の違反者に対し、取締り・警告の状況等や反則金の納付方法等を説明した資料を多言語(6言語)で作成し、配布します。

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策

警察本部

- ・ 外国人県民が多く集住する地域、企業及び学校等において、外国人が犯罪や事故に巻き込まれないための防犯講話やイベント会場における啓発活動等を実施します。

外国人県民向け防犯対策・交通事故抑止対策等広報チラシ

警察本部

- ・ 防犯対策・交通事故抑止対策等の理解を深めるための広報資料を多言語(4言語)で作成し、警察署で配布します。

性犯罪防止対策に関する啓発

警察本部

- ・ 性犯罪等の被害を防止するためのキーワード「あおぼーし」を用いた講話を外国人県民向けに実施するとともに、啓発チラシを多言語(8言語)で作成し、当該講話等において配布します。

4 住宅・医療・保健・福祉の充実

(1)住環境の整備

令和5(2023)年度に出入国在留管理庁が実施した「在留外国人に対する基礎調査」によると、「外国人の方々が日本においてよりよい生活を送るためにどのような支援や取組や制度が必要か」という質問に対して、31.0%の外国人が「住宅」の分野で支援や取組や制度が必要と回答しました。

また、外国人県民が住居を探す際に外国人であることを理由に入居を断られるケースや、入居後も習慣の違いから日本の生活上のルールが理解できず、入居者同士や近隣住民とのトラブルが生じることがあります。

県では、外国人県民を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅や居住支援を行う法人・団体等の情報提供を行っているほか、外国人学生に対し、住居に関する情報の提供及び助言を行う不動産事業者の登録・情報提供を行っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

今後も、外国人県民の増加が見込まれる中、円滑な入居及び安定した居住の確保を図っていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 賃貸住宅の入居者及び賃貸人双方の不安を解消するための取組を進め、外国人県民を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安定した居住の確保を促進します。
- ・ 県営住宅の契約事項や、生活上のルールに関する文書の多言語化、外国人入居者の割合が高い自治会への音声通訳ツールの貸出、入居時の多言語相談リーフレットの配付等、外国人県民の理解を促進するための取組を進めます。

主な事業

住宅セーフティネット制度による居住支援事業

県土整備部

- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅や住まい探しをサポートする不動産仲介業者の登録、入居者及び賃貸人に対し居住支援業務を行う法人の指定を行い広く情報提供します。

県営住宅における外国人県民入居者対応

県土整備部

- ・ 県営住宅における決まりや、生活上のルールを記載した「県営住宅の住まいのしおり」について、英語版・中国語版を作成して配付します。また、外国人入居者の割合が高い自治会へ音声通訳ツールの貸出を行うとともに、外国人県民の入居の際に「千葉県外国人相談」のリーフレットを配付します。

外国人学生住居アドバイザー事業

総合企画部

- ・ 県内で住居探しに苦慮している外国人学生を支援するため、県から選任された住居アドバイザー(不動産仲介事業者)が、住居に関する情報の提供及び助言を行います。

外国語による生活情報提供事業【再掲】

総合企画部

- ・ 県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供します。また、多言語(10言語)や「やさしい日本語」による外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。

(2)医療環境の整備

【背景と取組の状況】

外国人県民が医療機関等を受診する場合には、多言語対応可能な医療機関を探すことが難しい状況にあります。

そうした対応のない医療機関で診察を受ける際には、日本語によるコミュニケーション力が十分でないため医師との意思疎通に支障が生じる場合や、文化・習慣の違いが要因となって医師、看護師、薬剤師等の説明が適切に伝わらない場合もあります。

県では、救急医療外国語対訳問診票や対応可能な言語を含む医療機関に関する情報提供、外国人県民の患者受入れに係る研修の実施、感染症発生時の電話通訳等の取組を行っています。また、新型コロナウイルス感染症に係る発熱等の相談に対応するため、令和 3(2021)年 2 月に多言語相談ホットラインを設置し、令和 6(2024)年 3 月までの間に延べ 1,151 件の相談に対応しました。

【取組上の課題と今後の方向性】

今後も、外国人県民の増加が見込まれる中、県内医療機関における外国人県民の患者受入体制や、新興感染症発生時の体制を更に充実させていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 救急医療機関が外国人県民を受け入れる際に使用できる多言語問診票の提供等を行うとともに、関係機関による協議会を設置し、外国人県民に対応できる体制整備を行います。
- ・ 新たな感染症が発生した際には、県ホームページ等により県在住・訪日の外国人へ情報発信を行うとともに、外国人相談窓口などを通じて情報提供を行います。
- ・ 保健所等の窓口で感染症対策に関する外国語のパンフレットを配布するとともに、感染拡大防止を目的とした多言語の電話通訳サービスの確保などを行います。

主な事業

救急医療外国語対訳問診票の提供

健康福祉部

- ・ 県内救急医療機関の情報サイトである「ちば救急医療ネット」において、外国人県民が救急医療機関を受診する際に使用できる「救急医療外国語対訳問診票」を多言語（8言語）で提供します。

精神科医療通訳の養成・派遣

健康福祉部

- ・ 外国人県民や訪日外国人が精神的不調になり、受診が必要な場合に、警察署及び精神科医療機関等での診察及び医療行為の説明、健康福祉センター職員による説明を通訳する方を養成するとともに派遣調整を行います。

外国人患者受入環境整備事業

健康福祉部

- ・ 現場で従事する医療関係者と連携し、外国人県民対応に係る先進医療機関のノウハウを、広く医療機関に対して講習することで、地域の医療機関における外国人県民の患者受入環境を整え、円滑な受診を図ります。

外国人医療に係る機関による協議会の設置

健康福祉部

- ・ 外国人医療の体制について議論を進めるため、関係機関による協議会を設置します。

感染症発生予防対策事業に関する多言語対応体制の推進

健康福祉部

- ・ 感染症患者等が発生した際、感染拡大防止を目的とした保健所による調査を円滑に実施するため、30言語に対応した電話通訳を24時間体制で確保します。

(3)保健・福祉分野における支援

【背景と取組の状況】

本県で家庭を築くなど長期にわたって生活しようとする外国人県民が増えていくにつれ、健康保険をはじめ介護保険、年金等、現在だけでなく将来にも向けた備えとして、日本の社会福祉制度について理解を深めてもらう必要性が一層高まっています。

県では、日常生活に欠かせない各分野の基本的な情報を多言語や「やさしい日本語」で提供しており、保健・福祉分野の各種制度についても周知を図っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

外国人県民の一層の増加及び在留期間の長期化が見込まれる中、様々なライフステージに対応した備えが外国人県民の間で進むよう、社会福祉制度の周知及び加入の促進を行っていく重要性が増していくものと考えられます。

また、国民健康保険への加入促進については、市町村によっては外国人向けパンフレットの作成・配布やホームページへの掲載、日本語教育機関への周知協力要請が行われていますが、県としても可能な取組を行う必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 医療・保健・福祉の各制度について、外国人県民向けに情報を整理し、生活情報の一環として市町村と連携しながら外国人県民への効果的な情報提供に努めます。
- ・ 国民健康保険制度の効果的な広報事業等の実施について、各保険者に対し助言・指導を行います。

主な事業

外国語による生活情報提供事業【再掲】

総合企画部

- ・ 県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供します。また、多言語(10言語)や「やさしい日本語」による外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。

施策目標Ⅲ：連携

様々な主体の連携により、活躍・共生を推進する県づくり

施策目標Ⅰ及びⅡを効果的に推進するため、関係主体が積極的かつ有機的に連携・協働して取り組んでいく必要があります。

そこで、各関係主体の役割を明確にした上で、本プラン推進のための庁内連携体制を整備するほか、国際交流・協力等ネットワーク会議など、市町村、市町村国際交流協会、ボランティア団体・NPO、大学等をはじめ様々な外国人県民にかかわる団体との協議の場を設置するなど、幅広く外国人県民に関わる組織等との連携・協働を進めます。

【主な関係主体の役割】

| | |
|-------------|---|
| 県民 | 多文化共生社会を実現するための地域づくりの主役は、日本人県民と外国人県民であることから、共に地域社会で生活する者として、国籍及び文化的背景などの多様性を尊重し、相互理解を深めるとともに、共に活躍し、安心して暮らすことが期待されています。 |
| 県 | 外国人の活躍や、多文化共生社会の実現に向けて、本プランを広く周知するとともに、広域自治体として、広域的・先導的な取組や市町村単体では対応が困難な施策の実施、県内関係団体の横断的な協力体制の構築により、施策を推進します。また、本プランを拠り所として各部局の連携の下、施策の推進に努めます。 |
| 千葉県国際交流センター | 県における多文化共生事業推進の中核的役割を担い、地域のニーズに応じた多様な支援やコーディネート機能の強化に取り組むことが必要とされています。 |
| 市町村 | 外国人県民に最も身近な行政として、地域における外国人県民の現状を把握し、実情に合わせた行政サービスを的確に提供できる体制を整備することや、地域における多文化共生意識の醸成について啓発等の取組を推進していくことが必要とされています。 |
| 自治会・町内会 | 地域づくりにおいて中心的役割を果たす団体であることから、外国人県民の加入促進を図るとともに、地域イベントの実施、積極的参加を促し日本人県民の多文化理解を深化することによって多文化共生の地域づくりをすることが期待されています。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 市町村国際交流協会 | 市町村と連携して、外国人県民に対する相談事業、多言語情報の提供支援、語学ボランティア・支援人材の育成、外国人県民と日本人県民との交流機会の提供等、地域の実情に応じた多様できめ細やかな多文化共生推進活動を実施することが期待されています。 |
| ボランティア団体・NPO等 | 地域における外国人県民の実態を直接把握し支援を実施している団体であることから、行政をはじめとした他団体との協働により、県全体の多文化共生支援策の充実に貢献することが期待されています。 |
| 国 | <p>外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本人社会への適応に向けた施策にかかる体系的・総合的方針を策定することのみならず、中長期的視点に立って、外国人政策に関する目指す姿や基本理念を基本法などの形により明らかにすることが必要とされています。</p> <p>また、外国人県民にとって身近な地方公共団体が地域の実情に応じた施策を展開できるよう、国や地方公共団体の役割を明確にした上で、十分な財政的支援を継続的に行うことが求められています。</p> <p>さらに、関係機関を通じた育成就労制度などの制度理解のための適切で分かりやすい情報提供や、多文化共生を推進する人材育成・啓発活動・教育活動などが必要とされています。</p> |
| 大学 | <p>研究機関として、多文化共生に関する学術的知見を地域に還元することが期待されています。</p> <p>また、教育機関として、外国人留学生に対して高度な教育や生活に関する適切な支援を行うことによって、地域の経済活動の担い手となり得る人材を育成することが求められています。さらに、日本語教育人材等の多文化共生を担う人材の継続的育成を行うことや自らの特色・強みを活かし地域の発展に向け行政や関係団体と連携した取組を実施していくことが期待されます。</p> |
| 学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校) | 外国人児童生徒等の能力に応じた適切な日本語学習や教科学習指導により、児童・生徒の地域社会における生活基盤の確立を図ることやキャリア形成の支援が必要とされています。 |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>日本語教育機関※</p> <p>※…日本語学校など</p> | <p>留学生や社会人、帯同家族などのための身近な教育機関として質の高い日本語教育を行うことが期待されます。また、その専門性を活かし地域の発展に向け行政や関係団体と連携した取組を実施していくことが期待されます。</p> |
| <p>医療・保健・福祉関係機関</p> | <p>外国人県民の生命や健康の維持に関わる機関として、言語や文化の違いに配慮した受入れ体制の整備や、健康・福祉に関わる情報提供に努めていくことが期待されています。</p> |
| <p>県内事業者</p> | <p>外国人が安心して就労し、企業の一員として活躍するために、関係法令の遵守や適切な待遇の確保、日本人との相互理解等を通じた魅力ある職場環境の整備、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の適切な支援等が求められています。</p> <p>さらに、多様性尊重が社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという観点から人事管理の運用の透明性及び公正性の確保や生活支援等を通じ、その有する能力を有効に発揮しつつ就労できる環境の確保が期待されています。</p> |

第5 進行管理

本プランが掲げる各種施策について、多様な主体の連携の下、施策目標ごとに指標を設定し、毎年度数値を確認するとともに各事業の実施状況を取りまとめ、進行管理を行います。また、外国人活躍・多文化共生に関する社会情勢の変化や国の動向を踏まえて取組の方向性を検証し、必要な見直しを行います。

【施策目標ごとの指標】

○施策目標 I

| 施策体系 | 項目 | 現状 | 目標(R9) | 備考 |
|--------------|---|------|--------|----------------------------|
| 働き手としての活躍 | 県内大学等※を卒業後、県内で就職する外国人留学生の割合 | 8.6% | 増加を目指す | 現状値は 令和6(2024) 年5月時点 |
| 地域の担い手としての活躍 | チーバくんグローバルパートナーズとして県や関係団体の活動に参加した人数(累計) | 156人 | 316人 | 現状値は 令和5(2023) 年度末時点 |

※…千葉県内にキャンパスを有する大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)、法務省告示日本語教育機関

○施策目標Ⅱ

| 施策体系 | 項目 | 現状 | 目標(R9) | 備考 |
|-----------------|---|-------------|--------|----------------------------|
| コミュニケーション支援 | 日本語学習支援者の養成人数(累計) | 153人 | 345人 | 現状値は 令和5(2023) 年度末時点 |
| | 県内54市町村のうち地域日本語教室が開設されている市町村数 | 39市町村 | 増加を目指す | 現状値は 令和5(2023) 年度末時点 |
| 子どもの教育環境の整備 | (小・中学校) 外国人児童生徒等に対して必要な支援が実現できている市町村教育委員会の割合 | 73.0% ※1 | 100.0% | 現状値は 令和6(2024)年 8月時点 |
| | (小・中学校) 外国人児童生徒等に対して特別の教育課程を編成し、きめ細かな指導のために日本語指導担当教員の配置ができている市町村教育委員会の割合 | 95.2% ※2 | 100.0% | 現状値は 令和6(2024)年 5月時点 |
| | (高校・特別支援学校等) 外国人生徒等に対して必要な支援が実現できている県立学校の割合 | 86.5% ※3 | 100.0% | 現状値は 令和6(2024)年 8月時点 |
| 防災・防犯・交通安全対策の推進 | 災害時外国人サポーター養成人数(累計) | 812人 | 1,004人 | 現状値は 令和5(2023) 年度末時点 |
| 住宅・医療・保健・福祉の充実 | 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関数 | 49医療機関 | 増加を目指す | 現状値は 令和6(2024)年 6月時点 |

※1…特別の教育課程編成や実施計画の管理ができている割合(対象児童生徒がいない市町村及び千葉市を除く)

※2…国の基準に則り、配置できている割合

※3…教育相談員の派遣要請に対応できている割合

○施策目標Ⅲ

| 項目 | 現状 | 目標(R9) | 備考 |
|---|--------|------------|-----------------------------|
| 日本語学習支援者の養成人数(累計) 【再掲】 | 153 人 | 345 人 | 現状値は 令和 5(2023) 年度末時点 |
| 県内54市町村のうち地域日本語教室が開設 されている市町村数 【再掲】 | 39 市町村 | 増加を 目指す | 現状値は 令和 5(2023) 年度末時点 |
| 災害時外国人サポーター養成人数 【再掲】 | 812 人 | 1,004 人 | 現状値は 令和 5(2023) 年度末時点 |

第6 資料編

1 外国人活躍に関する企業等向けアンケート調査 結果

1 調査概要

(1) 目的

県内企業等における外国人雇用の現状や課題等の把握

(2) 実施時期

令和6(2024)年5月28日(火)～6月21日(金)

(3) 調査対象

県内企業・事業所

(4) 調査方法

ちば電子申請サービス

(5) 回答数

285件

2 調査結果

1. 業種・所在地等

(1) 業種について

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|-----------------|-----|-------|
| 医療、福祉 | 156 | 54.7% |
| 建設業 | 35 | 12.3% |
| その他サービス業 | 20 | 7.0% |
| 卸売業、小売業 | 18 | 6.3% |
| 農業、林業 | 14 | 4.9% |
| 製造業 | 14 | 4.9% |
| 学術研究、専門、技術サービス業 | 7 | 2.5% |
| その他 | 21 | 7.4% |

n=285

(2) 所在地について

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|-----------|-----|-------|
| 東葛・湾岸ゾーン | 163 | 57.2% |
| 印旛ゾーン | 30 | 10.5% |
| 九十九里ゾーン | 26 | 9.1% |
| 香取・東総ゾーン | 25 | 8.8% |
| 南房総・外房ゾーン | 23 | 8.1% |
| 内房ゾーン | 18 | 6.3% |

n=285

(3) 雇用する従業員数について

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|--------------|-----|-------|
| 5人以下 | 40 | 14.0% |
| 6人以上20人以下 | 41 | 14.4% |
| 21人以上50人以下 | 45 | 15.8% |
| 51人以上100人以下 | 70 | 24.6% |
| 101人以上300人以下 | 62 | 21.8% |
| 301人以上500人以下 | 8 | 2.8% |
| 501人以上 | 19 | 6.7% |

n=285

2. 外国人雇用に係る状況

(1) 外国人を雇用していますか。

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|-----------------------------|-----|-------|
| 雇用している | 148 | 51.9% |
| 今は雇用していないが過去に雇用していた(概ね5年以内) | 14 | 4.9% |
| 雇用していない(過去にも雇用したことはない。) | 123 | 43.2% |

n=285

(2)-1 雇用している(していた)外国人の人数を教えてください。

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|------------|-----|-------|
| 0人、無回答 | 123 | 43.2% |
| 1人以上10人以下 | 116 | 40.7% |
| 11人以上20人以下 | 30 | 10.5% |
| 21人以上30人以下 | 8 | 2.8% |
| 31人以上40人以下 | 1 | 0.4% |
| 41人以上50人以下 | 4 | 1.4% |
| 51人以上 | 3 | 1.1% |

n=285

(2)-2 (2)-1 で回答した人の国・地域を教えてください。(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|--------------|-----|-------|
| ベトナム | 75 | 46.3% |
| 中国(香港・マカオ含む) | 58 | 35.8% |
| フィリピン | 55 | 34.0% |
| インドネシア | 36 | 22.2% |
| ミャンマー | 32 | 19.8% |
| ネパール | 20 | 12.3% |
| 韓国 | 19 | 11.7% |
| タイ | 12 | 7.4% |
| ブラジル | 6 | 3.7% |
| ペルー | 5 | 3.1% |
| その他(自由記載) | 48 | 29.6% |

n=162

その他(主な回答):

アメリカ、インド、シンガポール、スペイン、スリランカ、台湾、バングラデシュ、フランス、マレーシア、モロッコ、モンゴル

(2)-3 (2)-1 で回答した人の在留資格を教えてください。(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|----------------------|-----|-------|
| 身分・地位に基づく在留資格* | 87 | 53.7% |
| 特定技能 | 79 | 48.8% |
| 技能実習 | 65 | 40.1% |
| 特定活動 | 26 | 16.0% |
| 技術・人文知識・国際業務 | 20 | 12.3% |
| 資格外活動許可 | 10 | 6.2% |
| 上記以外の就労可能な在留資格(自由記載) | 0 | 0.0% |

*:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

n=162

(3) 外国人を雇用する理由は何ですか。(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|------------------------|-----|-------|
| 日本人の雇用が困難であるため | 111 | 68.5% |
| 国籍に関係なく優秀な人材を確保するため | 91 | 56.2% |
| 多様な人材による職場の意識改革や活性化のため | 45 | 27.8% |
| 海外の事業展開に対応するため | 12 | 7.4% |
| 人件費の削減のため | 5 | 3.1% |
| 業務上、外国語の使用が必要であるため | 4 | 2.5% |
| その他(自由記載) | 10 | 6.2% |

その他(主な回答):

- ・派遣業者からの紹介。
- ・求人に対して応募してきたため。
- ・グループとして技能実習生を受け入れているため。
- ・介護業界の人手が不足しているため。

n=162

(4) 外国人の雇用時または雇用後に課題や問題はありますか(ありましたか)。

(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|-------------------------|-----|-------|
| 日本語力の不足 | 107 | 66.0% |
| 文化・価値観・習慣の違い | 68 | 42.0% |
| 雇用に関する手続き(在留資格・雇用管理等) | 58 | 35.8% |
| 生活面でのフォロー | 55 | 34.0% |
| 住居の確保 | 45 | 27.8% |
| (日本人従業員の)外国人従業員に対する理解醸成 | 29 | 17.9% |
| 外国人材受入に係る従業員の不足 | 21 | 13.0% |
| 仕事に対する姿勢 | 19 | 11.7% |
| 希望する人材とのマッチング | 18 | 11.1% |
| 離職率が高い | 12 | 7.4% |
| 特にない | 14 | 8.6% |
| その他(自由記載) | 13 | 8.0% |

その他(主な回答):

- ・日本語教育等の手間がかかること。
- ・技能実習はコストが高すぎる。
- ・採用費用。
- ・語学力が充分でないために業務を任せられず、人手不足の解消にはならない。
- ・通勤手段。

n=162

(5) 外国人を雇用したことでのどのような効果がありましたか。(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 人手不足に対応することができた | 138 | 85.2% |
| 後の外国人採用につながった | 65 | 40.1% |
| 外国人ならではの視点から働き方改革が進んだ | 11 | 6.8% |
| 外国人ならではの視点を踏まえ新たな分野の業務を手掛けることができた | 5 | 3.1% |
| 企業のイメージアップにつながった | 5 | 3.1% |
| 事業の海外展開を円滑に行うことができた | 2 | 1.2% |
| 効果は認められなかった | 11 | 6.8% |
| その他(自由記載) | 10 | 6.2% |

その他(主な回答):

n=162

- ・職員の外国人受入れに対するハードルが下がった。
- ・日本語を習得する過程で、雰囲気や和む。
- ・労使間の関係が良好だった。とても勤労な方だった。
- ・目先の効果はあっても長期に考えれば効果は疑問。
- ・入所者にも声かけるなどイメージがよく、職員間の雰囲気も変わった。
- ・看護師業務は安全面を考慮し難しいが補助者としての補充となった。

(6) 外国人従業員の定着のために、独自に取り組んでいることはありますか。

(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|-----------------------------|-----|-------|
| (特に給与面における)日本人と同等の待遇 | 92 | 56.8% |
| 随時・定期の生活状況等含めた相談の実施 | 77 | 47.5% |
| 住宅費の助成 | 70 | 43.2% |
| 家具・家電製品等の準備 | 67 | 41.4% |
| 日本語教育 | 40 | 24.7% |
| 外国人が働きやすい職場内の環境(外国語の表示など)整備 | 34 | 21.0% |
| 日本人従業員に対するコミュニケーションの研修* | 17 | 10.5% |
| 住居と職場の送迎 | 10 | 6.2% |
| 特になし | 31 | 19.1% |
| その他(自由記載) | 7 | 4.3% |

*:やさしい日本語や簡単な外国語などの研修

n=162

その他(主な回答):

- ・まめに接すること。
- ・家族的な付き合い。
- ・翻訳機、通勤用のアシスト自転車の購入。
- ・日誌記入のタブレット使用。
- ・介護福祉士資格取得のための勉強会。
- ・海外人材特有の困りごとに即時対応していく。
- ・借り上げ寮の準備。

(7) 外国人との業務上必要なコミュニケーションはどのようにしていますか。

(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|-------------------------------|-----|-------|
| 日本語ができる人を雇用している又は日本語の習得を促している | 116 | 71.6% |
| 翻訳・通訳アプリを使用している | 41 | 25.3% |
| 母国語が話せる通訳の役割をする従業員がいる | 21 | 13.0% |
| 英語など日本語以外の言語を共通言語としている | 11 | 6.8% |
| 母国語での業務マニュアルを完備している | 3 | 1.9% |
| その他(自由記載) | 20 | 12.3% |

n=162

その他(主な回答):

- ・日本語の表を作ったり、ローマ字表記を追加している。
- ・基本的には日本語のみで、必要時のみ支援機関の通訳が介入。
- ・支援団体担当者によるサポート。
- ・技能実習生の場合は監理団体に通訳を依頼した。
- ・専門用語を有する内容はネットで、母国語を検索し説明する。
- ・業務に支障がない程度の日本語が喋れる。
- ・配属先には同国出身者の配属を基本としている。

(8) 日本語教育についてどのようなことに取り組んでいますか。(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|--------------------------|-----|-------|
| (業務時間内の)従業員本人による自主学習 | 38 | 23.5% |
| (//)他企業・NPO等への委託による講座等 | 19 | 11.7% |
| (//)日本人従業員等を講師とした勉強会 | 15 | 9.3% |
| (業務時間外の)従業員本人による自主学習 | 74 | 45.7% |
| (//)他企業・NPO等への委託による講座等 | 9 | 5.6% |
| (//)日本人従業員等を講師とした勉強会 | 9 | 5.6% |
| 地域の日本語教室の受講推奨 | 12 | 7.4% |
| 日本語能力検定試験の受験推奨(受験料の補助など) | 33 | 20.4% |
| 特に行っていない(いなかった) | 54 | 33.3% |
| その他(自由記載) | 9 | 5.6% |

n=162

その他(主な回答):

- ・ことばの意味や漢字など質問があった時に答える。
- ・法人内の日本語学校にて教育を行っている。
- ・職員同士での会話等で学習上達。

(9) 日本語教育に関する課題や問題は何ですか。(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|------------------------|-----|-------|
| 日本語を学習するための時間が不足している | 51 | 31.5% |
| 日本語を教える従業員が不足している | 33 | 20.4% |
| どのように日本語教育をすればよいかわからない | 30 | 18.5% |
| 日本語学習に要する費用が不足している | 20 | 12.3% |
| 特に問題はない | 68 | 42.0% |
| その他(自由記載) | 8 | 4.9% |

その他(主な回答):

n=162

- ・読み書きが難しく、記録業務に時間がかかる。
- ・外国人実習生自身が日本語習得に前向きでない場合がある。
- ・日本語を学ぶ姿勢に温度差がある。
- ・特に読み書きに苦労している(ひらがな、漢字、カタカナ)。

(10) 今後、外国人を雇用したいと考えていますか。

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|----------------------------------|-----|-------|
| 現在、雇用しておらず、今後も雇用を考えていない | 85 | 29.8% |
| 現在、雇用しておらず、雇用したいと考えているが雇用に至っていない | 51 | 17.9% |
| 現在、雇用しており、引き続き雇用したい | 129 | 45.3% |
| 現在、雇用しているが、今後は雇用したいと考えていない | 20 | 7.0% |

n=285

(11)-1 雇用を考えていない、又は雇用したいが雇用に至っていない理由は何ですか。(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|--------------------------|-----|-------|
| 社内の受入れ体制が整っていない((11)-2へ) | 71 | 45.5% |
| 日本人のみで充足している | 63 | 40.4% |
| 外国人の受入れに関する費用が高額である | 29 | 18.6% |
| 希望する人材とのマッチングができない | 25 | 16.0% |
| 外国人が扱える仕事がない | 15 | 9.6% |
| 外国人によくはないイメージがある | 11 | 7.1% |
| 受け入れたい業務に対応する在留資格がない | 5 | 3.2% |
| その他(自由記載) | 20 | 12.8% |

その他(主な回答):

n=156

- ・事業縮小。
- ・身内のみで経営している。
- ・日本人スタッフとの意思疎通が難しい。

(11)-2 (11)-1 で「社内の受入れ体制が整っていない」を選択した場合、具体的にどのような体制の整備に課題や問題がありますか。(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|--------------------------------|-----|-------|
| 外国人従業員への指導に関すること(教育係の配置や教育方法等) | 55 | 77.5% |
| コミュニケーション手段の確保 | 51 | 71.8% |
| 雇用管理(在留資格の手続きを含む)に関する事務 | 46 | 64.8% |
| 生活環境のサポート | 43 | 60.6% |
| 住居の確保 | 41 | 57.7% |
| 受入れについての日本人従業員の理解促進 | 32 | 45.1% |
| 外国人従業員のキャリア形成や評価方法の確立 | 30 | 42.3% |
| 募集や採用方法 | 22 | 31.0% |
| その他(自由記載) | 1 | 1.4% |

n=71

その他(主な回答):

・通勤支援。

(12) 外国人材の受入れに関し、行政に期待することは何ですか。(複数選択可)

| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|-----------------------------|-----|-------|
| 日本語学習に関する支援 | 139 | 48.8% |
| 外国人雇用についての制度・手続等の相談の場の提供 | 86 | 30.2% |
| 日本人従業員向けの受入体制の整備に関する研修 | 54 | 18.9% |
| 外国人材とのマッチング機会の提供 *1 | 50 | 17.5% |
| 外国人材とのマッチング機会の提供 *2 | 45 | 15.8% |
| 外国人雇用についての制度・手続等に関するセミナーの開催 | 45 | 15.8% |
| インターンシップ、職場体験・見学の受入れ支援 | 42 | 14.7% |
| 既に外国人を雇用している企業との意見交換 | 30 | 10.5% |
| 行政書士、社会保険労務士などの専門家の紹介 | 15 | 5.3% |
| その他(自由記載) | 33 | 11.6% |

n=285

*1:在留資格「特定技能」 *2:在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの高度人材

その他(主な回答):

- ・採用や雇用への補助金の支給。
- ・受入れに必要な費用の助成。
- ・提出書類の簡素化。
- ・外国人労働者への手続き免除など法制化。
- ・移民法の整備、在留資格の適正運用。
- ・最初に、公的な機関で研修等をしてから、各企業に紹介する機関。
- ・継続雇用を前提とした日本の風土・文化・常識等の指導。
- ・雇用の規制を緩和する。
- ・EPAのような質の高い人材の受入れ。
- ・住宅提供等に市内の空き家等(勤務先近隣)の斡旋。
- ・外国人住居の家賃、光熱費、家財道具の補助。
- ・生活用品(電化製品)の支援(中古など)。

3. その他

その他、ご意見があれば記載してください。(自由記載)

(主な回答)

- ・日本語をマンツーマンで教えており、時間が全く足りない。
- ・外国人にも企業にも負担が低く、なじみやすい学習支援方法があれば知りたい。
- ・住宅費の補助等が負担となる。
- ・外国人でも日本人でもお仕事さえできてもらえれば、垣根は作らないようにしている。
- ・「大丈夫です」の言葉に惑わされず、どう大丈夫か？を確認しながら進め、コミュニケーションもそれほど苦戦することなくできている。
- ・外国人を受け入れる前に、文化や宗教的な部分へ配慮した設備環境の整備や、職員への取組を行った。
- ・外国人を受け入れ前の準備が一番重要だと感じている。

2 プラン策定の経緯

| | |
|------------------|--|
| 令和2(2020)年 3月 | 千葉県多文化共生推進プラン策定 |
| 令和6(2024)年 5月～6月 | 外国人活躍に関する企業等向けアンケート調査の実施 |
| 6月 | 第1回千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会 ●これまでの取組の成果と今後の課題、改訂の方向性 |
| 8月 | 第1回千葉県多文化共生推進プラン改訂庁内検討会議 ●骨子案について |
| 8月 | 市町村向け意見照会 ●骨子案について |
| 8月 | チーバくんグローバルパートナーズ意見交換会 ●千葉県多文化共生推進プランの改訂について |
| 9月 | 第2回千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会 ●骨子案について |
| 10月 | 第2回千葉県多文化共生推進プラン改訂庁内検討会議(書面開催) ●原案について |
| 10月 | 市町村向け意見照会 ●原案について |
| 11月 | 第3回千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会 ●原案について |
| 11月～12月 | パブリックコメントの募集 (概要版は「やさしい日本語」版、英語版、繁体字版、簡体字版でも作成) |
| 12月 | 千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン策定 |

3 千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会委員名簿

(敬称略・50音順)

| | | |
|--------|--|-----|
| 小野 努 | 公益財団法人国際人材協力機構(JITCO) 実習支援部 業務課長 兼 東京駐在事務室長 | |
| 加藤 登美恵 | 市川日本語学院 学院長 | |
| 坂元 晋二 | 一般社団法人千葉県商工会議所連合会 事務局長 | |
| 清水 葉子 | 千葉労働局 職業安定部 職業対策課 外国人雇用対策担当官 | |
| 高橋 伸行 | 特定非営利活動法人多文化共生マネージャー全国協議会 理事 | 副座長 |
| 玉造 美恵 | 神田外語大学 産官学・地域連携部 ゼネラルマネージャー | |
| 寺井 隆 | 千葉市 市民局 市民自治推進部 国際交流課長 | |
| 戸塚 隆友 | 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) 千葉貿易情報センター 所長 | |
| 中村 百合香 | チーバくんグローバルパートナーズ | |
| 森竹 津四志 | 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー 千葉県国際交流センター長 | |
| 吉野 文 | 千葉大学大学院国際学術研究院 教授 (房総多文化ネットワーク代表) | 座長 |

4 外国人活躍・多文化共生施策体系一覧表

基本目標

誰もが活躍し、安心して暮らすことにより、将来にわたり社会の活力を生み出せる県づくり

施策目標Ⅰ 活躍 一人ひとりが様々な違いのある個人として尊重され、その人らしく活躍できる県づくり

1 働き手としての活躍

(1)外国人留学生等の就職に向けた支援

| | | | |
|----------------|-------|-------|---------|
| ○外国人材活用支援事業 | | 商工労働部 | 雇用労働課 |
| ○千葉県留学生受入プログラム | | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| ○観光・宿泊業人材確保事業 | | 商工労働部 | 観光政策課 |

(2)外国人採用・定着に関する支援

| | | | |
|-------------------------|-------|-------|----------|
| ○外国人材活用支援事業【再掲】 | | 商工労働部 | 雇用労働課 |
| ○多様性尊重に関する普及啓発事業 | | 総合企画部 | 多様性社会推進課 |
| ○育成就業制度等に関するセミナー | | 総合企画部 | 国際課 |
| ○千葉県留学生受入プログラム【再掲】 | | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| ○千葉県外国人介護人材支援センター運営事業 | | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| ○介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業 | | 健康福祉部 | 健康福祉指導課 |
| ○企業の雇用状況やニーズに応じた適切な情報提供 | | 商工労働部 | 経済政策課 |
| ○観光・宿泊業人材確保事業【再掲】 | | 商工労働部 | 観光政策課 |
| ○農業労働力対策事業 | | 農林水産部 | 担い手支援課 |
| ○漁業現場における労働環境改善推進事業 | | 農林水産部 | 水産課 |
| ○ちば創業応援助成金事業 | | 商工労働部 | 経営支援課 |

2 地域の担い手としての活躍

(1)多文化共生意識の醸成

| | | | |
|-----------------------|-------|----------|----------|
| <相互理解のための啓発の実施> | | | |
| ○国際理解セミナー | | 総合企画部 | 国際課 |
| ○持続可能な地域づくりに向けた連携推進事業 | | 総合企画部 | 政策企画課 |
| ○多様性尊重に関する普及啓発事業【再掲】 | | 総合企画部 | 多様性社会推進課 |
| <外国人に関する人権の啓発・保護> | | | |
| ○人権啓発指導者養成講座事業 | | 健康福祉部 | 健康福祉政策課 |
| ○人権ユニバーサル事業 | | 健康福祉部 | 健康福祉政策課 |
| ○ちば人権出前講座・人権問題講師紹介事業 | | 健康福祉部 | 健康福祉政策課 |
| <国際交流の促進> | | | |
| ○各学校における国際教育交流の推進 | | 教育庁企画管理部 | 教育政策課 |
| ○幕張アジアアカデミー事業 | | 総合企画部 | 国際課 |

(2)外国人県民の活躍の場づくり

| | | | |
|-------------------------|-------|-------|-----|
| <外国人県民と日本人県民が協働する機会の創出> | | | |
| ○国際交流・協力等ネットワーク会議 | | 総合企画部 | 国際課 |
| <地域社会の担い手としての外国人県民の育成> | | | |
| ○災害時外国人サポーター養成講座 | | 総合企画部 | 国際課 |
| ○ボランティア活動機会の提供 | | 総合企画部 | 国際課 |
| <外国人県民による情報発信等の支援> | | | |
| ○「チーバくんグローバルパートナーズ」運営事業 | | 総合企画部 | 国際課 |

施策目標Ⅱ 共生 国籍及び文化的背景などにかかわらず、共に安心して暮らせる県づくり

1 コミュニケーション支援

(1)日本語や生活ルール等を学ぶ地域日本語教育の充実

| | | | |
|----------------------------|-------|-------|-----|
| ○地域日本語教育推進事業 | | 総合企画部 | 国際課 |
| ○地域日本語教室に関するホームページ等による情報提供 | | 総合企画部 | 国際課 |
| ○外国籍の子供の日本語学習等支援事業 | | 総合企画部 | 国際課 |

(2)「やさしい日本語」の普及

| | | | |
|-------------------|-------|-------|-----|
| ○「やさしい日本語」基礎研修の開催 | | 総合企画部 | 国際課 |
| ○「やさしい日本語」による情報提供 | | 総合企画部 | 国際課 |

(3)行政相談窓口の多言語対応・多言語や「やさしい日本語」による情報提供

| | | | |
|------------------------------|-------|----------|----------|
| <相談窓口の整備・行政手続の支援> | | | |
| ○外国人相談事業 | | 総合企画部 | 国際課 |
| ○外国籍DV被害者等支援事業 | | 健康福祉部 | 児童家庭課 |
| ○県営水道の窓口における多言語対応体制の推進 | | 企業局管理部 | 業務振興課 |
| ○警察行政事務に関する多言語対応の推進 | | 警察本部警務部 | 警務課ほか |
| <多言語や「やさしい日本語」による生活情報等の提供> | | | |
| ○外国語による生活情報提供事業 | | 総合企画部 | 国際課 |
| ○県ホームページにおける機械翻訳機能の運用 | | 総合企画部 | 報道広報課 |
| ○受動喫煙対策の推進 | | 健康福祉部 | 健康づくり支援課 |
| ○県営水道のしおりの多言語表記の推進 | | 企業局管理部 | 業務振興課 |
| ○県立図書館における外国語資料収集・外国語利用への対応 | | 教育庁教育振興部 | 生涯学習課 |
| ○県立博物館・美術館ホームページ・パンフレットの多言語化 | | 環境生活部 | 文化振興課 |
| ○「相談サポートコーナー」における多言語対応 | | 警察本部警務部 | 警務課 |
| ○県警ホームページにおける外国語ページの運用 | | 警察本部総務部 | 広報県民課 |
| ○警察施設等への外国語表記 | | 警察本部総務部 | 装備課ほか |

2 子どもの教育環境の整備

| | | | |
|-----------------------------|------|----------|-------|
| ○外国人児童生徒等教育補助事業 | ………… | 教育庁教育振興部 | 学習指導課 |
| ○外国人児童生徒等教育相談員派遣事業 | ………… | 教育庁教育振興部 | 学習指導課 |
| ○外国人児童生徒等の教育に関する連絡協議会や研修の開催 | ………… | 教育庁教育振興部 | 学習指導課 |
| ○拠点校への支援 | ………… | 教育庁教育振興部 | 学習指導課 |
| ○「学校からのおたより」推進事業 | ………… | 総合企画部 | 国際課 |
| ○外国籍の子供の日本語学習等支援事業【再掲】 | ………… | 教育庁教育振興部 | 学習指導課 |
| ○各学校における国際教育交流の推進【再掲】 | ………… | 総合企画部 | 国際課 |
| ○幕張アジアアカデミー事業【再掲】 | ………… | 教育庁企画管理部 | 教育政策課 |
| | ………… | 総合企画部 | 国際課 |

3 防災・防犯・交通安全対策の推進

(1) 防災情報の多言語化・「やさしい日本語」化と災害時の支援体制づくり

| | | | |
|----------------------|------|---------|---------|
| ○外国人県民向け防災啓発パンフレット | ………… | 防災危機管理部 | 危機管理政策課 |
| ○防災ポータルサイトの多言語化 | ………… | 防災危機管理部 | 防災対策課 |
| ○災害時外国人サポーター養成講座【再掲】 | ………… | 総合企画部 | 国際課 |
| ○災害時多言語支援センターの設置・運営 | ………… | 総合企画部 | 国際課 |

(2) 防犯や交通安全に関する規範意識の醸成

| | | | |
|-----------------------------|------|--------------|----------|
| ○多言語交通安全啓発リーフレット | ………… | 環境生活部 | くらし安全推進課 |
| ○外国人県民向けストーリー及びDV対策用リーフレット | ………… | 警察本部生活安全部 | 人身安全対策課 |
| ○外国人県民保護者向けリーフレット | ………… | 警察本部生活安全部 | 少年課 |
| ○外国人県民向け自転車ルール広報啓発チラシ | ………… | 警察本部交通部 | 交通総務課 |
| ○交通違反取締業務に関する多言語対応体制の推進 | ………… | 警察本部交通部 | 交通指導課 |
| ○在留外国人の安全の確保に向けた総合対策 | ………… | 警察本部組織犯罪対策本部 | 国際捜査課 |
| ○外国人県民向け防犯対策・交通事故抑止対策等広報チラシ | ………… | 警察本部警備部 | 外事課 |
| ○性犯罪防止対策に関する啓発 | ………… | 警察本部生活安全部 | 生活安全総務課 |

4 住宅・医療・保健・福祉の充実

(1) 住環境の整備

| | | | |
|------------------------|------|-------|-----|
| ○住宅セーフティネット制度による居住支援事業 | ………… | 県土整備部 | 住宅課 |
| ○県営住宅における外国人県民入居者対応 | ………… | 県土整備部 | 住宅課 |
| ○外国人学生住居アドバイザー事業 | ………… | 総合企画部 | 国際課 |
| ○外国語による生活情報提供事業【再掲】 | ………… | 総合企画部 | 国際課 |

(2) 医療環境の整備

| | | | |
|----------------------------|------|-------|------------|
| ○救急医療外国語対訳問診票の提供 | ………… | 健康福祉部 | 医療整備課 |
| ○精神科医療通訳の養成・派遣 | ………… | 健康福祉部 | 精神保健福祉センター |
| ○外国人患者受入環境整備事業 | ………… | 健康福祉部 | 医療整備課 |
| ○外国人医療に関係する機関による協議会の設置 | ………… | 健康福祉部 | 医療整備課 |
| ○感染症発生予防対策事業に関する多言語対応体制の推進 | ………… | 健康福祉部 | 疾病対策課 |

(3) 保健・福祉分野における支援

| | | | |
|---------------------|------|-------|-----|
| ○外国語による生活情報提供事業【再掲】 | ………… | 総合企画部 | 国際課 |
|---------------------|------|-------|-----|

施策目標Ⅲ 連携 様々な主体の連携により、活躍・共生を推進する県づくり

外国人活躍・多文化共生の推進のための様々な主体の連携・協働

5 多言語対応の相談窓口・情報提供サイト等の一覧

● 県の多言語対応相談窓口

| 千葉県外国人相談窓口 | | 外国人県民の方の生活上の悩みなどの相談に対応 |
|------------|---|------------------------|
| 対応言語 | 日、英、中、韓、タイ、ネパール、ヒンディー、ポルトガル、スペイン、タガログ、ベトナム、ロシア、インドネシア | |
| 相談内容 | 仕事、生活困窮、DV、離婚、在留資格、社会保険、税金の制度、病気、子供の教育、日本語学習等 | |
| 利用時間 | 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00（祝日・振替休日・年末年始は除く） | |
| 所在地 | 〒261-8501 千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟 14階 千葉県国際交流センター内 | |
| 電話番号 | 043-297-2966 | |
| U R L | https://www.mcic.or.jp/ja/support_for_foreigners/telephone_consultation/ | |



| 千葉県外国人介護人材支援センター | | 外国人介護人材の就労や雇用等についての相談に対応 |
|------------------|---|--------------------------|
| 対応言語 | 日、英、ベトナム | |
| 相談対象 | 外国人介護職員、介護福祉士の資格取得を目指している留学生 外国人介護人材を雇用している施設、雇用を考えている施設等 | |
| 利用時間 | 月～土曜日 10:00～18:00(祝日・振替休日・年末年始は除く) | |
| 所在地 | 〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階 | |
| 電話番号 | 0120-054-762 | |
| FAX番号 | 043-306-2795 | |
| U R L | https://cfcc.jp/index.html | |
| E-Mail | supportcenter@chibakenshakyo.com | |



| 女性サポートセンター | | DVをはじめ女性の抱える悩みの相談に対応 |
|------------|---|----------------------|
| 対応言語 | 日、英、中、韓、タガログ ※外国語は、来所相談のみ | |
| 相談内容 | 配偶者や交際相手からの暴力、夫婦不和、ストーカー被害など女性の抱える諸問題 | |
| 利用時間 | 月～金曜日 9:00～17:00(祝日・振替休日・年末年始は除く) ※要予約 | |
| 電話番号 | 043-206-8002 電話は、24時間・365日 | |
| U R L | https://www.pref.chiba.lg.jp/jsc/ | |



| 県水お客様センター | | 県営水道に関する手続や各種の相談・問い合わせに対応 |
|-----------|---|---------------------------|
| 対応言語 | 日、英 | |
| 相談内容 | 引越し等による水道の使用開始・中止の申込み、名義等の変更、料金や水質等の問い合わせ、水道に関する相談等 | |
| 利用時間 | 月～金曜日 8:45～18:00 土曜日 8:45～17:00（祝日・振替休日・年末年始は除く） ※受付時間外、また漏水等の緊急時は、各地域の水道センター（業務委託会社）へ連絡のこと | |
| 電話番号 | 0570-001-245(ナビダイヤル) 043-310-0321(PHS・IP電話等) | |
| FAX番号 | 043-272-3333 | |
| U R L | https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/soudan/jousuidou/kensui.html | |



| 警察本部「相談サポートコーナー」 | | 警察活動に関する総合相談に対応 |
|------------------|---|-----------------|
| 対応言語 | 日、英、中、韓、タイ、ポルトガル、スペイン、タガログ、ベトナム、ペルシャ ※通訳員不在時は対応不可 | |
| 相談内容 | 犯罪被害相談、交通相談、防犯相談等、警察活動に関する相談 | |
| 利用時間 | 月～金曜日 8:30～17:15(祝日・振替休日は除く) | |
| 所在地 | 〒260-8668 千葉市中央区長洲1丁目9番1号 県警本部警務課 | |
| 電話番号 | 043-227-9110(#9110) | |
| U R L | https://www.police.pref.chiba.jp/keimuka/window_consultation-total_01.html | |



● 多言語・「やさしい日本語」対応の情報提供サイト等

【県関係】

| | |
|---|---|
| 千葉県ホームページ | 対応言語: 日、英、中(簡・繁)、韓、タイ、ポルトガル、スペイン、ベトナム |
| https://www.pref.chiba.lg.jp/international/index.html | |
| 多言語生活ガイドブック「ハローちば」 | 対応言語: 日、英、中、韓、タイ、ネパール、ポルトガル、スペイン、タガログ、ベトナム、シンハラ、やさしい日本語 |
| https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/english/information/residents/hello/index.html | |
| 外国人学生住居アドバイザー | 対応言語: 日、英、中、韓、タイ、ベトナム |
| https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/soudan/gaikokujin/gakuseijuukyo.html | |
| 千葉県防災ポータルサイト | 対応言語: 日、英、中、韓、ポルトガル、スペイン |
| https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/ | |
| ちば救急医療ネット(外国語対訳問診票) | 対応言語: 日、英、中、韓、タイ、ポルトガル、スペイン、タガログ、ペルシャ |
| https://www.qq.pref.chiba.lg.jp/pb_medicalchecklist | |
| 多言語交通安全リーフレット | 対応言語: 日、英、中(簡・繁)、韓、ポルトガル、スペイン、ベトナム |
| https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/koutsuuanzen/jikoboushi/kouhoukeihatsu/chirashi.html | |
| 千葉県立中央博物館 | 対応言語: 日、英 |
| https://www.chiba-muse.or.jp/NATURAL/foreign-language/ | |
| 千葉県立美術館 | 対応言語: 日、英、中 |
| https://www.chiba-muse.or.jp/ART/language/ | |
| 千葉県立図書館 | 対応言語: 日、英、中、韓 |
| https://www.library.pref.chiba.lg.jp/ | |
| 水道のしおり | 対応言語: 日、英、中、韓(一部ページ) |
| https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/shiori.html | |
| 警察本部ホームページ | 対応言語: 日、英、中、韓、スペイン |
| https://www.police.pref.chiba.jp/kohoka/foreignLanguage.html | |

【その他】

| | |
|---|----------------------------------|
| 千葉県国際交流センターホームページ | 対応言語: 日、英、中、スペイン、やさしい日本語 |
| https://www.mcic.or.jp/ | |
| 学校からのおたより(千葉県国際交流センター) | 対応言語: 日、英、中、韓、タイ、ポルトガル、スペイン、ベトナム |
| https://www.mcic.or.jp/ja/support_for_foreigners/information_from_school/index.html | |

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県総合企画部国際課

TEL:043-223-2941 FAX:043-224-2631 MAIL:kokusaig1@mz.pref.chiba.lg.jp

ちば国際情報ひろば:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/kokusaikouryuu/hiroba.html>



ちば国際情報ひろば